

第七十二回国会 公害対策並びに環境保全特別委員会 議 院 公害対策並びに環境保全特別委員会 議 録 第二十四号

昭和四十九年五月十七日(金曜日)

午前十四時四十三分開議

出席委員

委員長 角屋堅次郎君

理事 坂本三十次君

理事 林 義郎君

理事 土井たか子君

理事 田中 覚君

理事 岩垂寿喜男君

理事 神門至馬夫君

理事 米原 昶君

理事 坂口 力君

理事 登坂重次郎君

理事 島本 虎三君

理事 木下 元二君

理事 戸井田三郎君

理事 小林 信一君

理事 佐野 憲治君

理事 岡本 富夫君

理事 三木 武夫君

理事 藤本 孝雄君

理事 橋本 道夫君

理事 城戸 謙次君

理事 江間 時彦君

理事 春日 齊君

理事 森 整治君

理事 江口 裕通君

理事 林 信太郎君

理事 矢山 有作君

理事 須賀 博君

理事 田付 健次君

理事 健二君

理事 隅 健二君

理事 隅 健二君

理事 隅 健二君

理事 隅 健二君

委員外の出席者

参議院議員

農林大臣官房審議官

運輸省自動車局整備部長

運輸省航空局飛行場部長

行場部長

隅 健二君

隅 健二君

隅 健二君

隅 健二君

出席政府委員

環境行政次官

環境庁長官官房審議官

環境庁企画調整局長

環境庁自然保護局長

環境庁大気保全局長

環境庁水質保全局長

通商産業大臣官房審議官

通商産業省立地公害局長

林 信太郎君

江口 裕通君

森 整治君

春日 齊君

江間 時彦君

城戸 謙次君

橋本 道夫君

藤本 孝雄君

三木 武夫君

出席國務大臣

環境庁長官

三木 武夫君

出席國務大臣

環境庁長官

労働省労働基準局補償課長 山口 全君
自治省税務局町村税課長 中野 最君
特別委員会調査室長 綿貫 敏行君

委員の異動
五月十七日

辞任

佐野 憲治君

同日

神門至馬夫君

補欠選任

神門至馬夫君

補欠選任

佐野 憲治君

五月十七日

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)(参議院送付)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

大気汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)(参議院送付)

公害対策並びに環境保全に関する件(大気汚染及び水質汚濁対策等)

○角屋委員長

これより会議を開きます。

公害対策並びに環境保全に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。岩垂寿喜男君。

○岩垂委員

最初に、大臣がお見えですから、有名な五十二年規制の問題について、この機会に伺ってみたいと思っております。

先般の、公害の健康被害補償の法律が成立したときにも、満場一致で五十二年規制の確定を目ざすところの決議が附帯決議として成立いたしました。

それは本院の意思であるだけでなく、文字どおり国民の要求している課題だと思っております。

ありますが、その五十二年規制については、さまざまなキャンペーンが行なわれていることは、大臣も御存じのとおりであります。大手メーカーがほとんど例外なく、たとえトヨタについても、暫定的に中間値を三、四年は延期してほしいという提案をしております。日産も技術的に不可能であるという態度を示そうとしております。そして特に問題なのは、いま来日しておりますルノーの公団のピエール・ドレフュス総裁との会見において、日産の社長は排ガス規制の国際統一基準という考え方を示しているわけでありまして、これは言うまでもないことでありますけれども、日本のような非常に狭い国土で、しかも自動車の台数が多いところが多い、そういう条件のもとで国際的な統一基準が何を意味するかということも、これまできわめて明白であるといわなければなりません。

そうした意味で政府としては、従来の五十二年、五十二年それぞれの規制を一つのプログラムとしてお進めをいただいていると思うし、そのことについて変化はないと思いますが、特に最近各企業、メーカーが技術的な問題を含めてこの困難性を強調していることについて、大臣はどのようにお考えになっているか、最初に承っておきたいと思っております。

○三木國務大臣

窒素酸化物の低減を目標にした五十二年度の規制は、変更はいたしておらぬわけですが、この方針は示してあるわけですが、まあ正直に申しますと、五十二年度の規制の場合は本田とか東洋工業とか、そういう技術の開発自体は、やっぱりメーカーがあつたわけですね。だから日産からも、あるいはまたトヨタからも相当強い陳情を受けたのですが、これはもう問題にならぬ、現にあるではないか、開発している。大メーカーがきぬわけはないということで、非常にこちらとしても、そういう人たちに言いやすい立場にあつたわけですね。

今度はまだ、だれも技術開発ができてない。したがって、六月に、技術開発を促進する意味もあつてヒヤリングを開くわけです。そうしてわれわれとすれば、あるいはある時期が来たら、政治目標を設定して技術開発を促進するという方法もありますよ。しかし、一応の見通しを立てなければなりませんから、いまやっておりますのは技術開発を促進する立場をとって、六月に開くのもそういう意味もあるわけですが、今後極力技術開発を促進して、五十二年度の規制が実行できるように最善を尽くしたいと考えておりますと答える以上に、私は現在の段階ではお答えはできないという事情を御了解を願いたいのでございます。

○岩垂委員

私は指摘をしておきたいのですけれども、マスコミが実はアメリカと全く同じなんです。しかもマイルをキロに直しただけなんです。それはどういう理由かといえは、そのことについていえば、一平方キロメートル当たり東京だけの場合でいえば一万二千台、一万二千台というのは、アメリカ全体の平均で七十倍自動車台数が多いわけでありまして、この狭い国土で、アメリカと比べて七十倍の自動車台数があるわけでありまして、そのときに、アメリカと同じ基準をきめるといふときに問題にされた議論は、技術的な限界のぎりぎりだ、これならば技術的にやれるのだ。それはアメリカに対する輸出が困難になるからという事情ではなくて、技術的な意味でぎりぎりなのだ、こうきたわけでありまして。だから今日まで政府はいろいろの形でその技術開発を援助してきたはずであります。その意味では、これまでの投資の金額あるいは技術開発の努力、そういう

ものについて政府としての一定の見解をお持ちだろうと思うのであります。

それとあわせて、率直に言って、企業がいまあちこちでアドバースを、しかも聴聞会を前にして上げていくという現実について、私はやはり不見識だと思ふのであります。しかも国際的なキャンペーンまで含めて、日本の業界が日本政府の方針に対してものを言おうという姿勢はきわめて不見識だと思ふのですが、この点について大臣並びに関係の局長の御答弁をいただきたいと思ひます。

○春日政府委員 先生の御指摘ございましたように、アメリカの大気清浄法、いわゆるマスキー法に示された値と、マイルをキロに直したただけでほとんど同じではないかという御指摘があったわけでございますが、これは「自動車排出ガス許容限度長期設定方策について」という四十七年十月三日の中間答申にも明らかに書いておるわけでございますが、その中で、「わが国における自動車排出ガスによる大気汚染問題の実態にかんがみ、現在の世界における最もきびしい規制基準、すなわち米国の一九七〇年大気清浄法改正法等が予定している規制と少なくとも同程度の規制を目標として許容限度を設定し、自動車排出ガスの排出総量を低減することが必要であるとの結論に達した」というこの答申に基づいておるわけでございますから、これはある意味では一致するのが当然であつたらうと思ふわけでございます。

そこで、五十一年度の到達につきまして、各メーカーが不可能であるというようなキャンペーンをしていくということでございますけれども、これは正式には私も六月六日からヒヤリングで、各社がキャンペーンをしている問題を含めまして十二分に検討し、反論をし、真意をただしてまいらうと思ひます。

○岩垂委員 そうしますと、大臣、五十一年規制に対する政府の方針は変わっていない、さまざまな困難はあるにせよ、それを実行するために政府としては努力をする、そして、メーカーがいろいろ

なデータを示してやるのに対して、現実には政府としての態度は、今日までの努力、技術的な開発のレベル、それらについて反論をして、そしてできるだけ国民の期待にこたえるように努力をする、こういう考え方が政府の考え方というふうに理解しようと思ひますか。

○三木国務大臣 そのとおりでございます。

○岩垂委員 それならば伺いたいと思ふのですけれども、実は業界のことはさきまつて、環境庁の内部にも事実上不可能だという見解が述べられているというコメントがいろいろな形で載っているわけでありまして、そして、それは決して私は取材した新聞記者の責任ではないと思ふのであります。やはり、環境庁の中にも、そういう業界の態度に対して非常に甘いといひましようか、それに私はたいへん遺憾に思ふのですが、その点についてぜひ大臣は、そういう不用意な発言に対して注意をいただきたいと思ひますが、よろしうございませうか。

○三木国務大臣 五十一年度規制が不可能だという発言をするような者があれば、これから嚴重に注意をいたしまして、われわれは方針は変えてないで、何とかして国民の期待にこたえることはできないかということ、技術開発を促進しておるわけですから、この段階でも五十一年の規制はだめだという発言は私の方針にそむくものでありますから、今後注意をいたします。

○岩垂委員 大臣の御答弁で、私はそのことを期待したいと思ふのですが、少なくとも燃料資源の不足というようなことを最近また口実に始めの要素も出てきていますので、そういうことは絶対にない、純粹に国民の健康あるいはわれわれの生きている社会を、もっときれいなものにしていくという立場で取り組んでいるというふうに理解をしようと思ひますか。

○三木国務大臣 五十一年度規制の場合にも、これによってガソリンの消費量が非常にふえる、一〇%とか一五%とかいいますが、私はもしふえて

も、これだけ光化学スモッグとかいろいろ問題を起こしておるわけですから、ガソリンの消費量がふえるならば、できるだけガソリンを使うのを消費節約をするということ、これがガソリンの消費量がふえるから、人間の健康は害してもいいんだという、そういう考え方には私はくみしないのです。だから、いわゆるエネルギー資源の問題があるからということで、この方針を変えたいという考え方は、私はとらない。

ただ、しかし問題は、技術開発ができないのにやれということ、これはやはりある見通しを立てて、目標を立てて、できるだけそれを促進していくという方法はあつても、見通しも何も立たないのに方針だけきめて、そして五十一年度からはやるんだというふようなことは少し乱暴に過ぎると思ひますから、したがって、エネルギーの問題と関連をして、こういう規制を延ばすことはしないが、技術開発の段階というものは、これはわれわれとしても促進をしながら、関心をもち見守らなければならぬということでございます。

○岩垂委員 技術的な問題というのを私は否定するものじやございませぬ。しかし、技術的な問題というのは今日まで国も、それからもちろん企業もでしよう、みんなで努力してきた経過があるわけでありまして、そして現実には、それぞれの成果があがつてきているというところ、私どもは私どもなりにいろいろ聞いております。問題は、それがたとえは本田であるとか東洋であるとかという、例の五十一年規制のときのそういう企業との関係、トヨタ、日産との関係などということを含めて、幾つもの牽制し合つてある姿は現実にあるように思われるわけでありまして、本田、東洋の〇・二五グラム・キロメートルの到達可能性について、技術的にどんなふうな政府としては理解をしているか、そのことを教えていただきたいと思ひます。

○春日政府委員 先生の御質問の問題こそ、実は六月六日からヒヤリングでわれわれが確認をいたしましたところでございますが、現

在その可能性あるいは不可能だというような推定、これについて申し上げる段階ではないと思つております。しかしながら、五十一年度規制に到達した努力に比しますと、はるかにきびしい努力が要請されるであらう、かように考えております。

○岩垂委員 では、五十一年規制の問題は、こういうキャンペーンが行なわれて、しかも日本の企業がある意味でそれにこたえて、そしていわば資本の論理をこの中で生かしているという努力に対しては、政府としては、き然とした態度で臨むというところを私としては期待をしたいと思ふのであります。

それに関連をして、実はディーゼル車の規制の問題、これはこの前も私は申し上げたわけでありまして、ディーゼル車には御存じのとおり黒煙の規制だけでありまして、マスキー法的な基準というものは設定されておられません。そして、この影響というものは決して少なくはないと思ふのであります。その黒煙の問題にしても、実はほとんど取り締まっていけない。取り締まれないという状況、そういう状況があるわけでありまして、ディーゼル車の規制について、どんなお考えをお持ちいらつしやるのか。基準を作成するということも考慮していらつしやるのかどうか。聞くところによれば、その作業がかなり煮詰まつていて見解を承りたい。

○春日政府委員 ディーゼル車につきましては、実は新車の規制と、ディーゼル車の過程車の規制の二つを考へておるわけでございます。御指摘のように、従来ディーゼル車につきましては、ディーゼル黒煙についてのみ規制をいたしてまいつておりますが、それに加えて、新車の場合は一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物についても新たに規制を加えることといたしたいと思つております。これに関する自動車の排出ガスの量の許容限度を改正いたしまして、近く告示いたしたいと思つておるわけでございます。今度の

改正は窒素酸化物に重点を置いて実施することといたしておりますが、これ取りまして、現状車に比べますと、約二〇%の低減がはかれる見込みでございます。また、使用過程車につきましてもディーゼル黒煙の許容限度を近く告示することといたしております。もちろん長期的な設定方針につきましても、中央公害対策審議会の答申を待つて規制の強化をはかってまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○岩垂委員 それはいつ告示なさるのでしょうかというところが一つと、それから、内容はやはり濃度規制ですか、あるいは量でいくのですか、その点を伺いたいと思っております。これらの点については、いま国会で議論をしており、私たちも来週から議論をする総量規制の中でも、いわば濃度規制ではなくて、量で規制をするというやり方を実は採用しているわけでありますから、そういう考え方が生かされているかどうか、伺いたいと思っております。

○春日政府委員 改正告示の時点でございまして、来週早々を考えておるわけでございます。

それから、濃度規制でございまして、しかし、濃度規制と申しましても、これは先生の御発言にもございまして、従来の反省のもとに十分濃度規制を行なつてまいりたいと思っております。

○岩垂委員 こまかいことですけれども、私は専門家じゃないのでよくわからないのですが、このディーゼルにはダイレクトあるいはブレチャンパーという二つのあれがありまして、ダイレクトのほうがかなり多いというふうに承っております。このブレチャンパーのところ一本に統一をしていくというふうな考え方をとらないと抜けるのじゃないかという見解もあるわけですが、規制のたてまえは二本ですか、一本ですか。

○春日政府委員 先生が非常によく御存じなのですが、私、お答え申し上げにくいわけでございますが、許容限度をきめるときに、窒素酸化物については、エンジンの構造上排出濃度に差があるわけでございます。そして、直接噴射式と副室式の

二つが確かにございましたので、これは区別するつもりでございまして、なぜかならば、直接噴射式は確かに構造上NO_xの排出が多いということがございまして、しかしながら、燃料が少なくて済むということで、大型車は直接噴射式に変わつてつあるという現状もございまして、しかし、全体のディーゼルの動向から見れば、現在のところ、やはり副室式のほうが多いわけでございまして、これはNO_xの排出量が比較的少ないという特徴がございまして、したがって、二つに分けて示したい、かように考えております。

○岩垂委員 それはもう時間があるまいせんで、やはり規制はできるだけ一本にするように、統一するように努力なさることが、将来の計画として重要ではないか。

それから、もう少し、やはり濃度ではなくて量で規制するというプログラムは、やはりあらかじめ示していただくことが重要ではなからうかと私は思うわけであります。

さて、話が飛び飛びになつて恐縮なものでありますが、実は私の県、神奈川県でも、きのうは三度目の光化学スモッグの注意報が出まして、被害者が二百十人にのぼつております。遠く横浜のほうにまで実は生徒の被害があるわけでありまして、この光化学スモッグをなくしていくために、ということを含めて、これはそれだけやございせんけれども、例のマイカーの点火調整、触媒、それらの問題について、いままです政府として指導をしてまいりました。

これらの経過の中で、これは東京都の資料であります。点火調整と触媒作用——触媒といふものを併用することによって両方の弱点といひましようか、というものを、かばい合つて、長所を生かす形で措置することができると。その意味で、併用というものを義務化するつもりはないのかというところを、きょうまで国に対して要請をしてきたつもりでございまして、それについては、こまかいデータがございまして、これはこゝで発表を申し上げる時間も実はございせんので、もうお

わかりだろと思うのです。歴然として、この併用をすればプラスであるということが明らかになつております。しかも、あらためて東京都がいま公害研で調査をしております。こまかい資料をおそろしくきょうあたり発表になるのかもしれないけれども、私、拝見をさせていただいたところによつても、昨年の調査よりも、もっと安全性の面でもその他のいろいろな面で、その効果が歴然としていてということが明らかにされているように承りました。

したがって、これは特に運輸省、それから環境庁にも、両方に伺いたいと思つたのですが、いま光化学スモッグの時期を迎えて、基本的な対策というものがきわめて不十分である、しかも移動発生源の問題について手当てはしてきただけでも、その措置は必ずしも十分ではないというわけでありまして、少しもベターにする意味で、触媒と点火調整との併用というものを義務化するお考えはないか。それから、それらについて、もし弊害があると思ふれば、その弊害を承りたいと思ひます。

○角屋委員 岩垂君に申し上げます。答弁の前に、参議院の本院が少しくれておりまして、そういう関係で、理事会で御相談を申し上げました状況のうちで、岩垂委員の質問に次いで米原委員の質問を引き続き行なう、いずれ米原委員が参ると思ひますから、それまでの間、質疑を続行していただければ結構です。

○田村説明員 いま先生御指摘の、併用することの効果があるのか義務づけはできないかというお話でございますが、先生のお話のような研究も、ございまして、先生のお話のような研究も、もちろんしておられることも承知しております。私どものほうも実はこの件については関心を持っておりますので、研究はいたしております。ただ、現在までのところ、実は技術的な問題点と申しますのは、やはり熱の問題がどうしても出てくるということ、結果として耐久性の問題がまだ解明できていないという二点が実は残っております。

それで冒頭にお話のありました、早急に光化学対策としてどうするかということにつきまして、運輸省といたしましては、できるだけ早く対象の乗用車等をつかまえて、装置をつけて、とにかく下げるというところを急ぐのではないかと、このことには実は踏み切つたわけでございまして、その対象となる自動車約二千万台近くございまして、そのうち古いのは、どうしてもありませんので、一応装置をつけると性能がよくなるというものをねらいますと、約一千万台近くございまして、いままです作業を進めてまいりまして、その作業を進める過程で、いまお話しした触媒と、それから点火時期制御装置と二つをどうするかという議論を、私もただけでは不十分でございますので、先生御承知かと思ひますが、運輸技術審議会で練つていただきまして、結論としては、とにかく容易につけられて、しかも取り扱いも簡単で耐久性のあるというところを、やはり踏まえなければいけないという御答申をいただきまして、選定をいたしました結果、現在のところは、その二つが出てまいつたわけではあります。

したがって、問題点は、残つた一千万台のうち、大体いままです三百万台くらいいたわけですが、まだ残り七、八百万台くらいは実は装置がついてない状態で残っております。これは使用者の方がつけなくて残っているのではないのでありまして、段階を踏みながらつけるように時期を示してありますから、その時期がまだ来ていないというだけのことでございまして、その時期が来るまでに使用者の方がつけるわけでございまして、いづれにいたしましても、かなりの台数がまだ残っております。

したがって、先ほどの併用の点については、残りしました問題点を私どもも研究をいたしますが、かなり技術的な問題としてむずかしさはございまして、現在のところでは、残つた車に装置をつけることを急ぎたいと思ひますので、併用を義務化するというところについては考えていないわけでございます。

○岩垂委員 これはすぐお答えをいただきたいと思うのですが、点火時期制御装置というものがどんな効果をもたらしているかということ、やはりもつと正確に国民の前に示してほしいと思うのです。たとえばNOについては、かなり効果があがるということもあるわけですが、HCだとかCOについての減少率というのは、ほとんどないというふうに見られるデータもあるわけでありまして、そういうことを踏まえて、効果のないものを全部つけていく——効果がないうんては、ことばが過ぎるかもしれないけれども、不十分なものを普及していくということと相まって、完全な道を作る道筋があるならば、やはり併用でも何でも生かしていくということが、私は国民に対して誠実なやり方じゃないかと思うのであります。

そこで、いま申し上げたように、制御装置のいけば効果、それとあわせて運輸省が型式認定をいたしました触媒式の——これは運輸省やっておりますね。その効果についてこの際、数字を示していただきたい。

○田付説明員 まず点火時期制御装置の効果でございますが、わかりやすく申しますと、実は点火時期を調整することによりまして、エンジンの燃焼室の中で発生するガスの割合を変えようというねらいの装置でございます。問題は、どこにポイントがありますかといふと、ガスが燃えますときの最高温度、これを少し下げよう、これが高いものでありますから、どうしてもNOが出るということですので、最高温度になる点を調整して、そのかわり入れました燃料はよく燃やしませんと、これまた不完全ガスが出てまいります。HCとかCOが出てまいりますので、その結果、点火時期を少しずらすということによって最高温度を下げてNOを減らし、なおかつつくり燃やすことによつてHC、CO等を減らすというのがねらいでございます。

私どものほうで聞いております効果の数字といましては、したがいまして、点火時期制御装置によりまして、従来のものに比べてNOが三〇％、それから炭化水素が一〇％は減らせる。触媒につきましましては、先生もこれは御承知のとおりでございますが、現在のところ、酸化触媒しかございせん。したがって、これはNOが取れませんので、どうしてもHCしか取れない。したがって現在の触媒につきましましては、HCについて三〇％減少することができるといふ効果であるというふう聞いております。

なお、先ほどのお話にも関連をいたしますが、もの自体を現在使っている車を対象につけてもらうということになりますと、コストの面も多少は考えないといけません。実はコストは、この触媒は非常に高うございまして、制御装置の約十倍の値段でございます。

それから、現在つけてあります触媒についてのデータはどうかというお話でございますが、私どものほうで試験をいたしました結果、現在まで型式指定をいたしましたものについては所要の性能が出ていふことがわかっております。

○岩垂委員 一長一短があるということの説明をなさる。それから同時に値段が高いからできないのだということをおっしゃるわけですが、それで問題を始末してはいけないうんて思ふのです。やはり研究の成果を——それが東京都とか地方自治体が出たからどうのこうのというのではなくて、やはり調査は調査としての結果を謙虚にお互いが交流し合う、この態度が、やはり技術とか科学とかいふものを開発していくところでは必要なのであります。

その意味で、都としてはそれだけの数字をもとにして、国に対して併用の装置をつけることを義務づけてほしいと求めているわけでありまして、したがって、私はその意味では、いまそれぞれの違いを強調するだけではなくて、どうやって共通の基盤で問題を解決していくか、そのことが緊急な課題であると同時に、国民にとって重要な問題だろうと思ふわけでありまして、将来ぜひ——将来といふか、すぐといふことを申し上げていふつ

もりはありませぬけれども、やはり併用というものは効果があるという結論が出ていふわけですから、その効果があるということ、それから安全性の問題や熱の問題を含めて、あるいは燃料の問題を含めて、解決をしていくべき道筋というものはできているという一つの検討結果もあるわけでありまして、それについて近い将来にその検討を始めていただきたい、このことを要求をいたしておきたいと思ふのですが、その点について見解をいただきたいと思ふ。

○田付説明員 先生のおっしゃるとおり、組み合わせをした後においても、何らの弊害もなく障害もなく、うまく使えるという見通しが立ちますれば問題はないうんてございまして、いまのところ、先ほど申し上げましたが、触媒自体もかなり熱を持つ道具でございますので、やはり技術的に相当慎重に検討しないといけないうんて思ふ。したがって、東京都のほうのいろいろな研究の内容なり、私どもの研究所の内容なり、それぞれつき合わせまして、そういう点については、これからも検討してまいりたい、こういうふうと思つております。

○岩垂委員 それでは、以上で終わります。

○角屋委員長 米原利君。

○米原委員 私は、一昨日、けさの新聞にも出ておりますが、富山県のカドミウム汚染米の問題について、分析化学研究所の問題が、ついに公害分析にまで波及した、非常に重要な問題なので、この点について質問したいと思ふ。

イタイイタイ病の発生地である富山県が、カドミウム汚染米を分析化学研究所へ送って、高い分析値が出た場合には、分析研からの連絡によつて県が新たなサンプルを送り直して再分析をさせ、低いものと差しかえていたということが、朝日新聞でも次々と報道されております。この問題について、環境庁の見解を最初に聞きたいわけであり

われがたたいままで聞いておりますところでは——環境庁が直接委託なり補助をいたしました事業ではございませぬけれども、公害関係全般の調査問題でございまして、私からお答えいたしますが、いままでのところでは、分析研がどうした、こういうことよりも、やはり県自身が、従来の検体、予備検体を送り直して別の数値を分析をしまして、その結果を公表しておる、こういうふうな理解をしておるわけでございます。

○米原委員 確かに富山県がこの問題、主としてやっておるわけですが、分析研のほうもそういうことに関連して、いわば共犯的な役割りを演じているわけでございます。

分析研の問題は、今度の国会の初めにわが党の不破議員が追及しまして放射能測定データの捏造が暴露されてから、公害分析についても不正があつたのじやないかという疑いが各方面から持たれたわけでありまして、その疑惑に答える意味で環境庁が検討委員会をつくって検討した、こういうこともあつたわけでありまして、ところが三月十四日に発表された検討委員会の中間報告によると、公害分析については作偽はなかつたということだつたわけでありまして、ところが、今度の事件がたまたまわかることによつて、やはり作偽があつたといふことが暴露されたわけでありまして、私は、この点について環境庁の見解を聞きたいわけなんです。

○森（整）政府委員 御指摘のように先般、水銀の人間の健康に影響がある分を先にやりたいということ、水銀関係につきましまして取りまといきしまして中間発表をいたしました。その後も引き続きカドミウム、PCB等について調査を続行しておりますが、私どもが直接間接に委託なり補助金を出しましてやつた事業を、私どもの検討委員会でも検討をいたしましたといふことでございまして、実は今回のカドミウムの事件につきましましては、われわれの調べました範囲外でございまして、それでいいといふことではございませぬが、そういう関係で、従来私どもが調査しました限りでは、少なく

とも水銀については、ああいうことであった、それから現在までも、実はカドミ、PCBにつきまして、私どもの関知した限りでは、そういう特別の問題にすべき事実というのはまだ明るみに出て、われわれは承知しておらないということでございます。

○米原委員 公害関係のデータは、先日、私が本委員会へ質問したときにも申しましたが、放射能と比べると作業をやるにもやりやすいわけであります。そういう意味でも、今度の場合、富山県がそういうやり方をやったということで、分析そのものよりも、作爲的に低いものをきめさせたということになるわけですが、いろいろ問題がまだ含まれているのじゃないかと、疑惑はますます私たちにとても深まる一方であります。そういう意味でも、これは徹底的にやってもいい、不徹底な部分はやり直してもやってもいい、思うわけでありますが、その点どうでしょう。

○森（警）政府委員 御指摘を待つまでもなく、公害の関係の分析、その結果、それをもとにして行政が行なわれておるわけでございます。そのもとを気にくわないからといっていじられたのでは、われわれの行政は何をやっているかわからないということになることは御指摘のとおりでございます。したがって、今回私どもが聞いている限りでは、十一検体につきまして、前の数値とあとの数値についても詳細一応電話では承知をしております。しかし、その扱い等につきまして、どういう考え方であるにせよ、この扱いは全く誤りだと思っております。もちろん必要な問題につきましては、再調査等すでに指示をしておるわけでございます。

○米原委員 それでは、長官がいられる時にか短かいというので、長官に一言お聞きしたいと思っております。

今度の問題は、先日世間を驚かせました東邦重鉛の公害隠蔽事件、あれに劣らない重大問題だと思っております。しかも、今度は一つの企業がやったというのではなくて、地方自治体と民間の分析機関

が合作して虚偽の報告をやったといっているのです。問題は、その点では東邦重鉛一企業がやった公害隠し以上に重要である。この点で長官はどう考えられますか。

○三木國務大臣 公害対策を進めていくのには、やはり調査をしたデータが基礎になるわけですから、その調査の結果がどういふ結果が出ようとも、それはやはり正直に公表しなければいけません。公害に關しての調査というものは、これは公開の原則を持たなければいかぬと思っておるわけでありまして。したがって、どういふことが行なわれたかという点に対しては、いま十分調査をいたしておりますが、もしそういう作爲的なことが行なわれたとするならば、再調査もいたさなければならぬ、国民から見えていかげんなことをしておるといふようなことでは、これはもう公害対策はできませんから、そういう点は十分に国民の安心のいくな方法をとりたいと考えておる次第でございます。

○米原委員 こういうものは公開の原則、これをぜひ実行させるようにしていただきたいと思っておりますが、一つの問題は、この民間の分析化学研究所の場合も民間の財団法人という形をとりましたが、こういう民間の分析機関というものが、最近では非常にたくさんできております。二年前にはそういうものが五十社ほどありましたが、現在では約四百もこの分析機関というものがあらわれて、雨後のタケノコのようにあらわれておるわけでありまして。今度の国会で計量法の一部改正で、一応事業登録制となつたわけですが、この登録をしただけでは問題じゃないか。これに対しては、どういふようなやり方でやっているか、これは環境庁のほうでも相当検討される必要がある。中には相当いいかがあるのがあるのじゃないかと私は思っておりますが、この点についてどういふ見解を持たれるか。単なる事業登録とか今度計量法でできた程度のことでは、はたして間違いないかやっているとどうかという点、非常に心配なんです。この点について見解を聞きたい。

○森（警）政府委員 今度の計量法の改正によりまして措置されましたことは、ただいまよりは前進だと思っております。しかし、われわれそれで満足しておるわけでは決してございません。考え方としては、今後ますます、やはり公害の分析基礎となります。いろいろ判断の基準になります。そういう分析につきましては、事業というものは、まだ相当多数にのぼつてくるのではないかと、いふふうに考えております。したがって、やはり民間に委託をせざるを得ない場合も相当あるかと思っております。そういう場合、われわれも含めまして、都道府県も市町村も含めまして、やはり過去に持つております実績、それからやはり機器の整備状況、そういうものなどを当然今後嚴重にチェックをした上で委託をするということが、まず基本であらうかと思っております。

それから、分析の委託をする場合に加えて、やはりクロスチェックを徹底させる。同じ検体につきまして、別の分析機関に同じものを分析をしてもらう、そこで一致した数値というものは、現在の分析技術というものは非常にむずかしい問題を持つておりますが、必ず一致しないはずでございます。一致しないが、全体から見れば、それは相当の相関度の高いものというところでなければならぬ。そういうことから逆に、実際にやってみた結果から、またその分析機関の能力というものが、おのずから判定されてくるのではなからうか、こういうふうにご考慮をしておるわけでございます。

○米原委員 いま言われた点、確かに重大だと思つております。問題は、機器の整備、それから人員の整備、そういうものは計量法である程度まで、そういう点きまつておるわけですが、たとえかなりの資金をもつて相当な機器を備えている、それだけでは問題なんです。つまり、あくまで設備なんか十分なものはない、しかし、最近起こつた公害反対の運動、住民運動を背景にしてつくられたきわめて良心的な、住民の意向によつてつくられた

ような分析機関もあるようであります。そういうものと、会社がやはりこの分析の仕事を営利事業としてやっている、こういうものもあるわけであつて、このあたりが非常に驚くような問題があるのです。その点で私は心配しているのです。たとえば、いままで住民に公害で非常な被害を与えた、で問題になつていよう企業家が、私調べたところでは、むしろそういう企業が中心になつてつくつた分析センターというものもかなりたくさんできていふので、驚くわけなんです。もちろんそういうものが全部、だからインチキだという判断を下すのはできないわけですが、しかし、一般の国民からしましても、まさかそんなものは信用できないじゃないかといふふうになるのじゃないか。

具体的な話を言いますと、たとえば今度公害隠しで問題になつた東邦重鉛の子会社が中国環境分析センター、こういうのは中国地方にあるわけですが、これが環境分析だといふので方々の自治体の仕事を引き受けてやっています。親会社のほうは公害隠しをやっているのです。その子会社がそういうものをつくつてやっています。これ、中国環境分析センターというものは、まさか東邦重鉛の子会社だとはだれも知りませんから、信用してやっているわけですが、これはさうだとわかつたらだめでしょ、うね、信用が落ちます。そのあたり、ちよつと調べていただきたいのです。

あるいは水俣病で有名なチソグループ、これも環境科学センター。あるいは第三水俣病と疑われているものの発生源といわれた日本合成化学の大坂環境技術センター、それから同じく三井東洋化学の湘南分析センター、むしろ公害で問題になつたような会社が統々と、その子会社の環境分析センターなるものをつくつていふわけなんです。いや、それは公害を防ぐためにある程度努力しなくちゃならなくて、ある意味じゃ、そういう会社は公害の分析の技術を蓄積されているのかもしれない。しかし、これがほんとうに良心的に分析をやつ

てくれるのだろうかということ、だれしも疑問を持たざるを得ないのです。そういう会社がある、いままでの罪を償うために良心的に公害防止の仕事をやるんだという趣旨なら趣旨で、何もそれはけしからぬとはいへませんけれども、しかし、ほんとうに良心的にこれをするのかどうかという点、相当点検する必要がある。そういう点で簡単に自治体に、そういうところに分析を頼みなさいなんていえないわけなんです。

ところが実際は、一般の自治体じゃ知らないものですから、いま申しました東邦重鉛の子会社の中国環境分析センターなどというところは、広島県のほとんどの市町村がここに環境分析を委託したりしている。それでそこは東邦重鉛の子会社だよといって私ちよつと知らせたら、びっくりして、いまして、それじゃちよつと信用できない——もちろんそれだから信用できないというのも早まった考え方もしれない。ですから、必ずもう一つ別なところでもやらせて、クロスチェックするということが基本なんだと、これをむしろ徹底してもらいたいのです。そうでないと、これは解決しないのです。この点について、もう一度見解を聞きたいと思います。

○三木国務大臣 そういうところは技術者のいいのを持っておくことも事実ですね、公害問題というものの対して研究をしておるわけですから。しかし米原委員の前提には、企業は悪いことをするものだということに——そういうふうには私は考えないので、これからの企業というものは、公害防止ということに徹底をしていかなければ、企業の存立というものは時代が来ると私は思うのです。

いままでは非常にけしからぬようなことが多かったものですから、どの企業も何か企業という、そういう公害に対してこまかすような傾向があるようにすることは酷だと思ふのです。一ぺんそういう問題が起つたら、現にチツソの場合だつて、これはやはりチツソというものが、今日においてどれだけの懲罰を受けておるかというこ

とは、おわかりのとおりですから、そういうことですから、一がいにそれはそういうものは一切やっちゃいけぬとはいへないとは思いますが、要はやはりそういうような関係で非常に公害問題を起しやすいう企業というのは、分析の仕事をやるにしても、一そなな慎重な態度でやつてもらいたいという指導を私どもはしなければならぬと考えております。

○米原委員 この問題で、さらにもう一つの問題は、地方自治体自身が公害分析能力を持つという問題です。今回の富山県の問題でも、自治体自身が一定の分析機関を持ち、クロスチェックをしておれば、このような問題は起こらなかつたはずで、それをやっていたら、こうしなかつたはずで、分析機関と自治体との合作による公害防止は不可能だと思ひますが、自治体のそういう分析機関を持たせる方向、この問題どう考えられましようか。

○森(整)政府委員 御指摘のとおり、やはり公的機関の、特に自治体の分析機関の体制を整備拡充をしていくということは最も必要なことだといふふうに考えております。したがって、従来から機器整備につぎまして助成を行なつてきておりますけれども、四十八年度から大気と水と両方、両方に機器を整備する予算を計上いたしました。四十九年度もその増額につとめてきておるわけでございます。今後やはり人と機器整備という問題の充実ということ、非常に重要な問題だといふふうにわれわれも判断をしておるわけでございます。

○米原委員 その点、私、二月二十日の本委員会で、国の分析機関を設置すると同時に、公害分析の場合は、地方自治体の公害分析能力を充実させることが非常に重要であると主張したわけですが、今回の事件によって、ますますこの必要は明確だと思ひます。この点で、長官は前回の場合の答弁も、この点を認められまして、補助金をふやしていく旨の答弁がありました。具体的には、どのような程度の措置がとられているか聞きたいと思ひます。

○森(整)政府委員 四十六年度はわずかでございしますが、四十七年度が一億五千万、四十八年度が二億五千七百万、四十九年度が二億六千九百万というところでございします。

○米原委員 二億六千九百万ですね。分析機器の整備補助金を出されたことはけつこうなんです。が、御存じのように公害の分析機器は一台が一万円以上というのも珍しくないくらい非常に高価なものであります。一台当たり一千万円とすれば、これでもうわずか二十七台しか買えない金額であります。これでは非常に、むしろやはりまだ少ない、自治体の分析能力の整備などは、これではおぼつかないのじゃないかという感じがするわけがあります。もちろん機械だけあればよいというわけではありません。土地、建物、付随人員その他膨大な金がかかります。機器に対する補助金でなく、もっと自治体がほんとうに自前で分析がやれるように、環境庁は積極的に対策を講じていたいただきたい。この点について最終的に、長官の決意をお聞かせください。

○三木国務大臣 私は、やはり地方自治体が分析機能というものを備えていくということがいいと思ふのです。そのことが、何といつても地方の住民に対して一番責任を直接負うているのは自治体ですから、だからその責任を負うというものは自治体になるデータは、いろんな分析をした結果によつて環境行政というものの、それが方向づけられるわけですから、だからいま言われるとおり、あの金額というものは少額に過ぎません。それは機器の問題ばかりではないにしても、どうしたつてやはり機器を整備しなければ、人間の見当でできるわけじゃないのですから、そういう点でこれはさらにこういう予算は相当思い切つてふやして、そして地方自治体の分析機能を強化するように努力をいたします。

○米原委員 では、いまの質問はこれで終わります。

○角屋委員 長 島本虎三君。

○島本委員 この機会に、環境庁が発足いたしました

して、いままでのような日本公害列島にしないために環境を優先する、そして環境とまさに並列の意味で地域開発を認め、どうしても公害防除ができない場合はストップする、このはっきりした条件を確立して、いま満足して動いているわけですね。そのためには、やはり現在までのようないろいろな公害の状態を繰り返さないためにも、アセスメントというものが一番必要である。これなしには、やはりいままでも同じようなあと追ひになつてしまふ。このことをかねて申し上げてまいりました。そしていろいろ答弁の中にも、われわれもそれを伺つてまいりました。

それで長官に直接伺いたいのは、今後やはり新しい法律によつていろいろな日本の土地整備も行なわれることにならうと思ひます。工業の開発も当然いままでの例によつて位置づけられる場所もあるうと思ひます。また道路やその他のいろいろあるうかと思ひますが、道路にしろ何にしろ、これをやる場合には、ちゃんと環境アセスメントを確立して、そしてやる費用は、それぞれの各省についているわけですか、各、各省でこれを行なつていくから、まちまちになつていくわけですか。予算があつても、今度は不完全なアセスメントでやつていくということは、環境庁として、この点を指摘しなければならぬ問題じゃないかと思ふのです。

したがって、環境庁が遠山の金さんのように、自分の力だけでやるには限度がある。したがって、環境アセスメントについては各国の例にならつて、これは法制化すべきであるという意見も答弁の中に出ておりました。私もそれは心をから期待しておつたのでありますけれども、長官として各国を回つてこられた、また公害事情も調査してこられたようでありまして、これに対してはつきりしためどをお立て願ひたい。法制化するか、現行どおりの行政措置でやるのか、法制化するとするならば、いつをめどにしてやるのか、これをはつきりこの際、長官にお伺ひしておきたい。

○三木国務大臣 国会中お許しを得まして、しば

らくイギリスを中心として、環境あるいは公害問題等について視察もいたしたのでありますが、根本的に違うことは、やはり空間が諸外国においては広いということ、そしてイギリスなどの場合は、下水からちゃんと整備されて、何か環境保全というものを基本から積み上げておるという点が、わが国と条件が違つておる。そういうことを見るにつけても、わが国の場合は狭い国土の中に、これだけの工業生産力あるいは人口というものを擁しておるわけでありまして、環境保全、公害防止というものを対しては、諸外国よりもこれは一段と気を配っていかねば、たいへんなことになるといふ感を深くしたわけでございます。

アセスメントの問題、言われるとおり私も全くそうだと思うのです。これが十分に行なわれなければ、環境行政は全くあと追い行政ということになるわけでありまして、今後このアセスメントに対しての手法といふことが、これはもう環境庁として全力をあげて、そしてこの問題と取り組んでまいり所存でありまして、将来は島本委員の言われるように、法制化の必要も起ると思ひます。そういうことで、それもひつくるめてアセスメントの問題といふものは、環境庁の一番重要な課題として取り組むたいと考えておる次第でございます。

○島本委員 これは行政的に手続は進んでおりますかどうか。
○城戸政府委員 ただいまの問題でございますが、私もどしましては、この七月に環境審査室を発足させる予定にいたしております。その段階までに間に合うように、現在防止計画部会を中心とする技術的な問題を詰めておるわけでありまして、どういふ点をチェックしていくか、いかなる調査をするか、どういふ段階ごとにアセスメントをしていくか、基本の問題も含めまして専門的な部会を設けて、さらに掘り下げた上でまとめたと思つております。

ただいま大臣からお話ございました、非常に大きな意味での手続問題等を含めました法律の問題につきましましては、その当面のまとめが終わりましてあとで検討に入つていこう、こう考えておるわけでございます。

○島本委員 その時期は次期国会と見てよろしゅうございませうか。

○城戸政府委員 いまのような大きな意味での立法でございますが、これについてはいろいろ問題点がございまして、特にアメリカにおきましては、やり方がいかどうか。これはイギリスで聞いたところでもございまして、やはりイギリスはイギリスなりのやり方を持っております。したがって、私もどしましては、いろいろなそういうことを取り入れました上におきまして、日本で十分に地についたものをつくり上げていくということでございます。それから、時期的には、やはりある程度時間をかけねばできないのじやないかと思つております。もちろんできるだけ急いでやることとございすけれども、その点、実態を十分把握しまして、しかも諸外国におきまして実施状況等も見ました上、方向づけをしていくことが必要ではないか、こう思つております。

○島本委員 次期国会というのは……

○城戸政府委員 したがって私は、次期国会といふことは無理じやないかと思つております。もつと時間をかけてやるべきだというのが、私のいまの事務的な見解であります。

○島本委員 これは三月八日でありますけれども、やはりこの問題でいま第一号としていわれております苦小牧東部の環境衛生評価報告書、この問題で三回詰めました。やはりこの問題できちつとしておかないといけなと思ひますので、ひとつこれは長官を含めて、はっきりした意見を聞いておきたいのです。

いままで指摘したところによると、環境庁のほうへは所定の手続を経ないで、いわば行政的には、それは黙認できるような状態であつても、当然経なければならぬ手続を経ないで、いわば地元には、知事と市長の諮問機関として設置されている

公害対策審議会がある、道と市にも、それぞれの議会や議会の公害対策委員会があるわけでありすけれども、そこを経ない報告書、こういうようなものがきておるわけですね。

ところが、環境庁の城戸調整局長のほうでも、これに対して誤解があつては困るから、この点をひとつ聞いておくのです。ただ手順としましてはいろいろの場合がありまして、逆にそれが隠れみのに使われているという指摘をいただいているところもあるわけでございます。一応私も審査はいたしますが、それだけにとらわれるような立場はとつていないということでございます。この答弁があるのです。これは三月八日午前十時五十分からの議事録の中にあるのです。これを逆に解釈されるおそれもあるから、この際聞いておきたい。

役所が審議会を隠れみのにして使う傾向、これは国にも自治体にもあることは、われわれ常識としてはずきりつかんでおります。しかし、この答弁だけを聞いてみると、北海道や苦小牧市の審議会は御用審議会だということにも聞き取れるのであります。したがって、環境庁がそれは参考にはするけれども、それにとらわれない、こういうような意味にもとらわれるのであります。これはどちらにもとらわれるようなことがあつては困るのでありますから、この際、はっきりとしておきたい、こう思ひますので、三月八日の議事録、この答弁を基調にして、もう一回伺ひたい。

○城戸政府委員 ただいまの審議会でございますが、私もど将来住民参加ということを中心にして、手続をきめていきます場合には、当然審議会の意見は何らかの形でとるか、これを十分詰めたければいかぬと思つております。現在では公害対策審議会が都道府県の段階にあるだけでございまして、市町村は任意設置、したがって、その辺がある程度ばらばらになつておるわけでございます。それで、私もどそういう意味で申し上げておるわけでございます、もちろん先生いまおつ

しやつたように、道なりあるいは市の審議会がそういう御用のものであるということをお願いするわけではございませんで、一般的に申し上げておるわけでございます。

これは議会の同意ということも同じようないろいろの問題点があるわけでございます。たとえば日弁連の調査報告書等におきまして、単に地元の自主性あるいは地元の意向というのが議会の決定でしかないということは問題であるということとを言つておるわけでございます。私もどそういう手続につきましては、議会との関係を含めまして、またいまおつしやいました審議会あるいは公聴会、こういう問題も含めまして、住民がそういういろいろな開発行為に対しますアセスメント、評価に参画していく方法につきまして今後十分検討していきたい、こう思つておるわけでございます。

○島本委員 それじや進めます。

私は、きのう苦小牧の現地へ行つてきたのです。きょうおくれから来たのは、飛行機の関係で、一便に乗りましたけれども、着いた時間はいまの時間だった。この点は迷惑をかけたことを委員長にもおわびしておきますが、そのかわりに貴重な資料を得てまいりました。

苦小牧の東部開発が始まる前の、現在の苦小牧の臨海工業地帯の環境汚染の状態、これを特に見てきたのです。これはひどいなど私は痛感してきてたのです。少し液はあります。しかし、防波堤の上になつて十分観察してまいりました。海域と河川の水質汚濁の現状をよく見てまいりました。

現在の苦小牧の臨海工業地帯、これは現苦と普通言つておるのですが、王子製紙や山陽国策パルプの紙パルプの二社、そのほかに日軽金、年産十三万トンです。そして苦小牧の共同開発、北海道電力の火力開発、これは出力百万キロワットです。出光興産と石油精製、日産七万バレル、こういう工場がもうすでに立地して操業しているわけでありまして、水質汚濁の点では、紙パルプ二社の水質負荷量がけた違いに大きいわけです。

をしよう、こういうような考えと同じ旧態依然たる開発優先の姿だ、環境無視のアセメントだ、こう批判されても何の答弁もできないでしょう。こういうような状態です。

昨年の十二月の報告書を承認する——環境庁は承認したのです。その段階で、直の生活環境部は、苫小牧地域の汚濁状況を写真に写したところの航空カラー写真、こういうようなものを添付してきていたのですか。経年変化、季節変化、海流との関係、こういうふうなものの判断の資料として当然必要だと思いますが、これには載っているのですか、こういう資料をつけてきたのですか。

○森(警)政府委員　そういう事実はなかったようでございます。

○島本委員　なぜ出せというふうな指導をしなかったのですか。

○森(警)政府委員　弁解をするわけではございませんけれども、バルブ廃液の問題につきましては、どこでも非常に問題を起こしておるわけでございます。なるがゆえに、五十一年には二〇PPMまで規制をするということで、その段階的な削減をはかっておるわけでございます、色の問題につきましても、まだ手当てができておりませんけれども、ともかくCODの濃度を下げるといふことで、これはわれわれとして一歩も譲れないといふ考え方を持って規制を進めておるわけでございます。したがって、現況であらうとどこであらうと、確かに御指摘のように、現状はなだ申しわけない状態であることは私も率直に認めます。しかし現在のバルブの廃液というのは、全国的に見て、そういう段階であるということも否定できない事実でございます、今後のわれわれの指導、業界のあり方ということで、ひとつその点は御理解をいただきたい、こういうふうに思うわけでございます。

○島本委員　業界のあり方に対して指導する——では現在はどういうふうな状態ですか。この五月十五日、おとといでしょう。この王子製紙の会社の七十メートルの煙突の風下に黒い雨が降っている

のです。午前八時三十分ころから午前十一時過ぎまでです。そうして会社は、これは平常の操作と変わったところはない、こういうふうになっているのです。そうして線路の上も白く斑点がついているのです。そうして市役所では、王子の煙突の下に沿っているから、これは王子の構内であるから関係はない、こういうふうに言っているのです。市の公害部では、そういうふう言っているのです。

大気汚染、こういうふうな状態で何かにあらわれているかという、これをちゃんと受けて調査するテレメーター、このテレメーターは王子製紙に全部委任してやらしているのです。そうして黒い雨が降ったその時点では、インクがなくなったから、これは欠になっておるわけですね。インクが切れてテレメーターに出ていないから、これは欠といふことになっておるのです。この欠の間に黒い雨が降っているのです。その結果、長官、こういうふうな状態が線路の上に発生しているのです。これはもう見てください。——こういうふうな黒い雨を降らしておるのです。この状態、現況をこのままにしておいて、あらためて東部開発を強化するような引き金を引かした。一体現況については、これはきちっと指導しているといふながらも、十五日の午前八時半から十一時過ぎまで、その間のはかるテレメーターは故障になってしまっているといふのです。そのテレメーター自身は王子製紙に委託してやらしているといふのです。

これは企業の言うなりじゃありませんか。こういうようなことで、はたして指導しているといえるのですか。これは王子製紙と王子製紙のチップヤードの間の横百メートル、縦二百メートルにわたって黒いタール状の液体、いわゆる黒い雨、これがレールや草の上、ちよっとのすき間もなく全部降ってきたのです。その草というのがイタドリ、イタドリの上には落ちたのがその状態。線路も同じ状態になっているけれども、そのそばにあるトタン、これを借りてきたのがいまそのトタ

ンです。これがまともな状態なんですか。これは前にも酸性の雨を降らして国鉄職員から訴えられた。提訴された。そうしてそれを直した。提訴といふと、司法裁判所ではございませんけれども、訴えられて、それを直したといつて、また十五日にも同じようなことをやっている。

いまのような状態にしておいて、長官、いかに新しい東部開発、こういうようなことはかりやれやれといつても何にもならないのです。水に境あります。空に境あります。当然こういうようなものは、その辺まき散らされておるのが現況です。一体、こういうような状態だったということ

でございます。道といたしましては、すみやかに原因を究明して適切な指導をするよう厳重に申し伝えてございます。

ただ、やはり先生が御指摘になりましたような大気の測定の問題でございます。測定記録の問題ですが、当日、道が設定いたしております測定点は、いずれも特に異常な高濃度を記録したというふうな事実はないようでございますが、工場の西側一キロ、白金というところに移動測定点を設けておりますが、これは確かに午前二時から午後一時が欠測となつておる。その理由はインクの出が悪くなったという、まことに維持管理の不徹底の状態が指摘されます。

○春日政府委員　先生の御指摘になりました国鉄苫小牧構内のタール状物質降下事故——事故と申しますか事件でございますが、実は昨夜私どもにも報告が入っております、それによりまして、五月十五日の十三時五十分ころ王子製紙苫小牧工場構内から国鉄苫小牧機関区構内に黒いタール状の物質が降下している、こういう連絡を苫小牧公害防止センターが受けた由でございます。

苫小牧公害防止センターといたしましては、直ちに立ち入り検査をいたしました結果、七十五メートル集合煙突から先生の御指摘のように、北側に百メートルの程度にわたって地表面に幅二十五度の扇状の黒いしみができた、発見されたといふことでございます、この物質を採取して目下分析を行なっている段階でございます。

構内のボイラーは、定期補修中の十号ボイラーを除きますと、正常に運転されつづけているといわれておりますが、調査の結果、タール状の物質は八号ボイラー、これは神奈川県工業試験所式の全量排脱を有しておるものでございますから、これから排出されたものと一応考えられておまして、十七日の朝から八号ボイラーを停止して、中に入つて点検を行なうことにいたしておるわけでございます。

確かに昨年六月、ほぼ同様な事故がございました。これは排脱の事故ということであつたよう

それからも一つ問題が——この問題を先生がおっしゃっておるのかと思つてございまして、王子製紙の苫小牧工場のチップヤード内に北旺測定局というのが、これは王子製紙そのものが設けておるわけでございますが、十時四十五分から二十分間程度の間、測定値が判読できない。ノイズを起こしておる。これが先生の御指摘になった問題なのかとも思つてございまして、いずれにしても、北旺の測定局あるいは白金の測定点、これに遺憾な点があつたことは事実でございます。

以上であります。

○島本委員　これはちよっともう一回、それを確かめてください。住民の話によると、午前八時三十分過ぎから午前十一時過ぎまでタール状の黒い雨が降つたといふ。いまの話では午後一時からといふことです。これは時間が食い違つておりますから、この点調べてもらいたい。それといふ言つた白金の測定点、これは十時から十三時まで欠になっております。一回じゃありません。ずっと十時、十一、十二、十三、十四時からまたあらわれておる。おさまつてから、また活動しているのです。そうしてこれは王子に委託してデータをつくらしている。この委託してやらせているというこの態度はどうなんですか。大気汚染、当然あらわれなければならないのに、この時間も違つている。北旺の場合には、これは時間もまた違つている。

たしまして、また一方では、環境基準を達成するために最善の騒音対策をやつていきたいというふうに考えております。

○岡本委員 このところ、ちよつとことばのあやと申しますか、伏見市長は、空港撤去を前提とした基本計画案を運輸省が認可したのだから、国は撤去を前提とした暫定的騒音対策である、だから私は賛成をするんだという意思表示をしている。確かに国と兵庫県、あるいは大阪府との事前協議の文書を見ますと、「現空港の移転廃止を基本として策定することとし、これをほぼ合意を得ておる、こういうふうに出てくるわけだ。

いま環境庁の大気保全局長からは環境基準を達しないときは、こういうことですね。この環境基準についても、ほんとうは問題があるのです。これは暫定基準でありますから、もう一度人体への影響やいろいろなものを調査して、はっきりしたものを出すというふうに考えていないのか、その点、もう一ぺんお聞きしたい。

○春日政府委員 航空機騒音に関する環境基準でございますが、これは暫定基準ではございませんで、しっかりと環境基準なんではございます。環境基準と申しますものは、そのときその時代と申しますか、一番新しい科学的な根拠に基づいて改正することが原則でございますから、そういう意味では、先生がおっしゃったように、改正するという立場から見れば、暫定ということばが出るかとも思いますが、正式のものでございます。

それは、ことばのニュアンスの違いだけのことで、問題ではございませんが、要するに私どもは、関西新空港ができましたときに、現在の国際空港の環境基準に到達して、何ら周辺に迷惑をかけるという状況ならば、これはまた必ずしも撤去させる必要もないことではなからうか、こういうふうにも考えるわけです。しかし、いや、そうは言っても、あくまでも撤去をさせるんだというお考えの方もございまして、そういうことを含めまして考えましよう、新しい空港ができましたときに検討しましよう、こういう意味でござい

います。

○岡本委員 この点については、あなたのほうは環境基準をきめるほうですから、撤去するとかあるいは撤去しないとか、こういうことについてのくちばしは、ほんとうのところをいいますと、必要ないことです。だから、あなたのほうはもつと強腰にいつてもらわなければいかぬということ、現在の環境基準で人体調査やすべての調査がまだ終わっていないわけですから、一応いまのところではこうきめておられるけれども、これは先ほど話があったように暫定だ。

まあ、それはそれとしまして、この文面から見ると、現空港の移転廃止を基本として策定するということをほぼ合意した、事前協議でそうなったから賛成するんだというふうな――兵庫県も大阪府も幾らかこの整備機構に対して出資しているわけですからね。その点をもう一度、現在の環境基準に合ったからといって、住民が毎日毎日非常に被害を受けている。環境基準はもうオールマイティーじゃないわけですよ、先ほど大気保全局長からも話がありましたようにね。したがって、そういう時点において新しく空港ができたという場合、併用せずにこの空港撤去を前提とした基本計画だということに伏見市長はとって賛成している、こういうことなんです。先ほどの答弁を聞きますと、どうもそこそこが、もう一つ歯切れがはつきりしないように私は思うのですが、あらためてもう一ぺん御答弁いただきたい。

○隅田委員 この点につきましては、去る五月十日に、伊丹市議会の議長さん、空港対策部会長さんたち十名近い方がお見えになりました、私、一時間半、二時間近くこの問題についてお話をいたしました。

われわれといたしましては、空港の撤去も含めて慎重に、また真剣に検討します、しかし現在の段階で、関西新空港ができた後に現伊丹空港を撤去するということについては、この航空局長が出しました文書の内容のように、さらに地方公共団体とは十分にお話をしながら、環境基準の達成

につとめたい、そのときにSTOL、あるいは着陸、離陸もそれほど長い距離を必要としない、あるいは進入方式において安全かつ騒音をまかないで静かな離着陸ができる飛行機の出現ということも考えられますし、そういう点も含め、撤去を含めてという点を地方公共団体とお話をしていきたい、ことに伊丹、豊中、川西、池田という現実騒音で御迷惑をかけております地方公共団体といろいろの点において御検討を申し上げたいということをお話しいたしまして、昨年七月の文書といふものは、大阪の騒音対策にとって画期的な文書であるということを確認してお別れたわけでございます。

われわれといたしましては、あらゆる点から大阪空港のあり方を今後真剣に検討していきたいというふうに存じております。

○岡本委員 これから検討するということですが、この文書との相違というものが若干考えられるわけですが、したがって、ただ環境基準、環境基準というところでなくして、実際に住民の皆さんが受けている被害というのを考えたら、新空港をつくる際は、やはり撤去を前提としていくということ、もう一度再検討していただくように要請しておきます。

次にコンターですが、一種地域、二種地域、三種地域の運輸省のほうの地域と、それから実際に十一市協ではあった地域との差というものが、運輸省よりも大体四倍ぐらいの大きさになっている。したがって、立ちのきを要求したり、あるいはまた、いろいろ移転の補助をしたりするのが大

私、あれは昨年の三月の予算委員会におきまして当時の新運輸大臣に対して、これは調整するのかがどうかということをお話ししたところ、地方自治体とよく相談をして、その御意向に沿うようにいたしますということであったわけですが、じや、その予算措置というものがどうなっているのか、これをひとつお聞きしたい。

○隅田委員 運輸省が昨年の三月から五月にかけ

まして実測をいたしまして騒音コンターを作成いたしました、これをすでに十一市協のほうにお示しをいたしました。これにつきまして、地元の一市協が作成しております騒音コンターと相違があることは、先生のお示しのとおりでございます。それで大阪府、兵庫県、それから関係市と合同でこの騒音の測定を実施し、早急に検討するということ、この前も伊丹市からお見えになりましたときに、もう伊丹市としては十分用意を整えて待つていただいけれども、運輸省のほうがさっぱりやってくれないではないかというお話もございました。

われわれといたしましては、調査費を組んでおりまして、相当の金額になると思ひます。金額はいまちよつと手元にございませぬけれども、大蔵省財政当局とも、この支出方について協議をいたしておりますし、それから大阪府、兵庫県の関係者の方に測定の方法について御相談をいたしております。調査費のほうは十分確保してございまして、先生のおっしゃいますように、できるだけ早くこのコンターを再調整いたしまして、そしてその結果に基づきまして、ただいま先生のおっしゃいました一種、二種、三種の区域の訂正と申しますか調整をするつもりでございます。

○岡本委員 次に、第三種区域にあるところの土地について、これは一番騒音のひどいところですが、これを全部緑地帯としてしまふ、またその土地を都市公園等に整備する、周辺地方公共団体に貸し付ける、こういうふうになりますけれども、二種、一種については、そういう緑地帯というものを考えていないのか。

このなを見ますと、現在の民家を移転したあとを倉庫あるいはまた野外自動車置き場、こういうものに売却するというふうになっておるわけでありまして、御承知のように飛行機の排気ガスあるいはそういうようなものが非常に多いわけですから、これは全部売却してしまわずに、やはり相当な緑地帯をとるような予算措置にしなければ

ならないんではないかと私は思うのですが、この点について、ひとつ確めておきたいのです。

○隅説明員 あと地の利用につきましては、先生いまいお話しのように、われわれといましては、先生両府県がつくりました大阪国際空港周辺整備計画の計画書の中できめたものを大阪周辺整備機構が実施するわけでございまして、その中に「第三種区域を除く第一種区域は、防災上の施設も含め、必要に応じて航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設を計画的に配置するよう努める。」というふうに書かれております。

われわれは法案の審査にあたりまして申しましたのは、周辺整備機構が一種または二種の土地を購入し、またはこれを転売する、そのときに騒音に強い倉庫であるとか流通センターのようなものを建設したらどうかという御説明はいたしましたが、これはやはり両知事のおきめになる周辺整備計画に基づいて行なわれるものでございまして、騒音を出す工場を誘致すると申ししまして、地元の住民の方々がはたしてこれに同意するかどうか。あるいは両知事さんにおきまして、やはり運動場であるとか、あるいは防災的な設備のほうがよいのではないかというふうな点で、また御計画を立てになりますでしようし、この整備機構には評議員会というものがございまして、この事業の内容を相談することになっております。その評議員には両知事とそれから関係の六市をお願いしてございまして、そういう点で、このあと土地利用につきましては、やはり地元の皆さま方の声が十分に生かせるものというふうに運輸省としては考えております。

○岡本委員 次に、この騒音地域の土地利用規則といいますが、こういうようなものが必要になつてくるのではないかと私は思うのです。なぜかと申しますと、非常に飛行機の騒音がうるさい、そういうところにとんだ家が建つてきている。あとから来た者が悪いのだというような答弁がよくあつたわけでありまして、これは外国の例を見ますと、去る三月十三日から供用が始まった

パリ新空港の場合でも空港周辺を、A地区は住宅の新築完全禁止、B地区は病院、学校を除く公共施設の建築だけを、C地区は地方首長の許可をしたものだけの建築、こういうような三段階に分けた規制をしているわけです。こういう特別立法がやはり必要になってくるのではないかと考えるのですが、その点についてひとつ……

○隅説明員 空港周辺の土地の立地規制と申しますか、これにつきましては、今度の騒音防止法の改正につきましても一応いろいろ検討いたしましたが、諸般の事情でこれを盛り込むことができなかったのは事実でございまして、ただいまわれわれが検討いたしておりますのは、昭和五十年年度を初年度といたします空港整備五カ年計画、第三次計画をただいま策定中でございまして、航空審議会にも諮問を申し上げました。その中の重要な点は空港と地域社会との調和、周辺の整備をどのようにするかということが最大の眼目でございまして、その中で立地規制というものは非常にむずかしい問題を含んでおることは事実でございまして、フランスあたりでは相当きびしい立地規制をたがひまして、現在の新東京国際空港、成田につきましても、相当の土地を空港公園あるいは千葉県にお願いをしておりましたけれども、まだまだ民間の所有にかかわる土地がたくさんあつてございまして、この点について千葉県知事からも、立地規制の必要性に基づいて立法を何とかすべきではないかというお話がございまして、われわれといまして非常に困難な問題でございまして、航空審議会におきましても小委員会を設けてこの点を検討いたしますし、建設省、また環境庁等、関係官庁にもいろいろお願いいたしまして、いろいろな問題点を説明し、できるだけ規制ができるように考えたいと思っております。

○岡本委員 それは検討するということにして承しておきます。ということは、それをしていないものですか、幾らでもそういうものが建つていつて、それでまた移転補償する、国費もまたつたものじゃないということが現状であります。

次に、昨日の午前十時十五分ごろと午後二時四十五分ごろ、二回にわたつて、西宮の苦楽園というのですが、この辺のところに航空機の汚物と申しますか、こういうものが相当多量に落ちていた。これは少し前だったのですが、黄色い粉を落としたりとかいうふうなこともありましたが、西宮保健所で大腸菌検査をするといつておるのです。そこに住んでいる小西初男さんという方は、飛行機の汚物ではないか、非常にけしからぬ話だというふうな談話をしておるわけですが、変な話ですけども、航空機のそういう汚物がこういうふうな多量に、大体五十メートル四方に二回にわたつて落ちてきているということですが、この点については、あなたのほうでは聞いておりませんか、いかがですか。

○隅説明員 航空機からの汚物と申しますか、私が承知いたしておりますのは、空から氷塊が落ちてきた。その氷のかたまりを分析をしたところ、アンモニアが何か含まれておつたというふうな事実は存じております。これにつきましまして、さつそく大阪航空局大阪空港事務所に、当時飛びました飛行機の種類を全部チェックいたしまして、調査をいたしておりますけれども、ジェット機でありました場合には、全部減圧装置がついておるのです。汚物が外に漏れるということになれば、飛行機の機体自体に相当の損傷なり大きな事故につながるわけがございまして、この点について、当時飛行記録をいたしましたデータに基づきまして、各航空会社に厳重に点検するように申し入れてございまして。

それから、いまの先生の御指摘で、五十メートル四方に飛んだというのには、私これを承知いたしておりますので、さつそく帰りまして大阪航空局大阪空港事務所に対して、その時間、それから飛んだときの飛行機がどのくらいあつたかという点について至急調査をいたします。

○岡本委員 これは報道によりまして、現実にはこういう状態を私のほうに連絡があつたわけですけども、大体二回こういうことがあつた。その二

回とも航空機が通つたあとに、そういうことがあつたというわけですね。一ぺんぐらいたつたらどうかと思つたんだけど、またあつた。そのときも、やはり航空機が飛んだあとだったという。正体については、そういうことですから、上のほうを飛んでおるわけですから、つかまえておりませんけれども、ちょうどここは航空機の航路になつておるわけです。ですから、ひとつ至急に一ぺん調査をして、こういうことの再び起こらないようにしていただきたい、こういうふうに思っています。

次に、テレビの減免区域の拡大、これは宝塚市付近では、まだ減免区域がはつきりしてないところや、非常に被害を受けているところがある。

これは要請しておきまして、次に、自治省に、航空機燃料課与税、これを私、四十二年だったですか、やかましく言うて、いままで燃料税を取つてなかつた、それを取つて、迷惑をかけているところの住民のほうに使つたらどうかということをお願いしたわけでありまして、やつとこれは実現した総額について、自治省からひとつお聞きしておきたいと思つたのです。

○中野説明員 航空機燃料課与税につきまして、お答え申し上げます。

まず、総額でございまして、昭和四十八年度におきまして約十九億六千万円でございまして、それから、配分の方法でございまして、これは航空機燃料税法の規定によりまして航空機燃料税の収入額の十三分の二が課与税としてまいるわけでありまして、この総額の三分の一につきまして、空港の所在する市町村へ配分する。残りの三分の二につきまして、これを政令で定めております空港、ジェット機が発着する空港でございまして、この空港の関係の市町村に配分するというふうになつております。

配分の方法でございまして、まず、先ほど申し上げました全体の三分の一につきましては、その空港に飛行機が着陸する場合の着陸料の収入額に

よりまして案分をいたします。それから、騒音関係の市町村に配分いたします三分の二につきましては、これは騒音が特に著しい地区として定めま

す地区内の世帯数、この場合に騒音の著しいというの、WECPLで七十五以上ということでごさいます、その地区内の世帯数で三分の二を案分するという仕組みでございます。

○岡本委員 約束の時間もありますから……

もう一度自治省のほうで、まだ四十九年度の分も出てくるだろうと思いますが、四十八年度、四十七年度、一応出してもらって、もう少し増額を

して、少なくとも、過去十年間あるいは現在もそうですが、相当被害を受けている皆さん方に、迷惑料というのをおかしのすけれども、手当て

をしてあげる、あるいはまたそうして補償も少ししていくというふうな……いま聞くと、三分の二だけがここに回っているということでしょう。

これはあまりに少ない。私も航空機の燃料税を取ったのは、これは全部こっちへ回

せというのを言った。たしか四十三、四十四年

ですが、あの時分で計算して約二百九十九億はどあつたはずですよ。そのほんの一部しかこれは

回ってない。それまではもう航空機の燃料は無料だった。いま見ますと、これは四十八年度で十九

億、約二十億ですね。おそらくこれは三百億、もつと取っているのじゃないですか。この委員会でも

要求もし、せっかく取ったものを、ほかへ使つてもらつたのでは、これは話にならない。

自治省、ひとつ、しっかりと、もつと要求をして、そして毎日被害を受けている人たちに對して、少しでもこたえていくというようにしなければ、これは話にならないと私は思うのです。です

から、これはひとつ資料要求しておきます。

最後に航空局に、現地の皆さんの要求として、整備機構によって追ひ出されたいとら、おか

しいけれども、移転したい、移転しなければなら

ないわけですが、そういう代替地の確保、それから今度行った先の買入れ土地の価格と、それから

移転する土地の価格の格差、この問題、それから租税特別措置法の控除額の過少、非常に少ない。

これは何べんも言っておりますが、この問題、それから借地人、借家人の取り扱いについて、指定

区域内の新築家屋の抑制、これは先ほどお話ししました、航空局周辺における生活環境基準、これはいろいろあると思うのですが、航空機

の騒音もありますけれども、要するにいままで長い間迷惑をかけた、一日も早く静穏にしてみたい、ですから、いろいろな面で生活環境の、何

といひますか、環境をよくしていくという策定です、これについてもひとつ地方自治体のほうからいろいろ話があると思ひますけれども、この

要求にひとつこたえて、いろいろ検討をしていただきたい。

これをひとつ要求しておきまして、きょうは終

わりたと思ひます。

○角屋委員 委員各位に申し上げます。

参議院から、大気汚染防止法の一部を改正する法律案が閣もなく参ることになっておりますが、御承知のように参議院の本会議の開会が

りいたしております、いまのところ一時五分と

言っておりますが、大臣が閣もなくお見えになると思ひますし、修正の提案者も参ると思ひます

で、このままの姿で暫時お待ちを願ひたいと思ひます。恐縮でございますが、よろしく御了解願ひ

ます。

速記をとめて。

速記を始めて。

になりまして内閣提出、参議院送付、大気汚染防止法の一部を改正する法律案を議題といたしま

す。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案

大気汚染防止法の一部を改正する法律案

大気汚染防止法(昭和四十二年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五條の次に次の二條を加える。

(総量規制基準)

第五條の二 都道府県知事は、工場又は事業場が集合している地域で、第三條第一項若しくは第

三項又は第四條第一項の排出基準のみによつては公害対策基本法昭和四十二年法律第百三十二

号)第九條第一項の規定による大気汚染に係る環境上の条件についての基準(次條第一項第三

号)において「大気環境基準」というの確保が困難であると認められる地域として「指定ばい

煙」といふ。ことに政令で定める地域(以下「指定ばい煙」といふ。)に於ては、当該指定地域に

おいて当該指定ばい煙を排出する工場又は事業場が定める規模以上のもの(以下「特定工場等」と

いふ。)において発生する当該指定ばい煙について、指定ばい煙総量削減計画を作成し、これに

基づき、総理府令で定めるところにより、総量規制基準を定めなければならない。

2 都道府県知事は、必要であると認めるときは、当該指定地域を二以上の区域に区分し、それら

の区域ごとに前項の総量規制基準を定めることが

できる。

3 都道府県知事は、新たにばい煙発生施設が設置された特定工場等(工場又は事業場で、ばい煙発生施設の設置又は構造等の変更により新たに特定工場等となつたものを含む。)及び新たに設置された特定工場等について、第一項の指定ばい煙総量削減計画に基づき、総理府令で定めると

ころにより、それぞれ同項の総量規制基準に代えて適用すべき特別の総量規制基準を定めることができる。

4 第一項又は前項の総量規制基準は、特定工場等につき当該特定工場等に設置されているすべ

てのばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される当該指定ばい煙の合計量

について定める許容限度とする。

5 都道府県知事は、第一項の政令で定める地域の要件に該当すると認められる一定の地域があるときは、同項の地域を定める政令の立案につ

いて、内閣総理大臣に對し、その旨の申出をすることが

できる。

6 内閣総理大臣は、第一項の地域を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、関係都道府県知事の意見を聴かなければなら

ない。

7 都道府県知事は、第一項又は第三項の総量規制基準を定めるときは、公示しなければならない。これを變更し、又は廃止するときも、同様とする。

(指定ばい煙総量削減計画)

第五條の三 前條第一項の指定ばい煙総量削減計画は、当該指定地域について、第一号に掲げる

総量を第三号に掲げる総量までに削減させることを

とを目的として、第一号に掲げる総量に占める第二号に掲げる総量の割合、工場又は事業場の

規模、工場又は事業場における使用原料又は燃料の見通し、特定工場等以外の指定ばい煙の発生

源における指定ばい煙の排出状況の推移等を勘案し、政令で定めるところにより、第四号及び

第五号に掲げる事項を定めるものとする。この場合において、当該指定地域における大気

の汚染及び工場又は事業場の分布の状況により計画の達成上当該指定地域を二以上の区域に区分する必要があるときは、第一号から第三号まで

に掲げる総量は、区分される区域ごとのそれぞれ

の活動に伴って発生し、大気中に排出される当該煙の総量

二 当該指定地域におけるすべての特定工場等に設置されているばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される当該指定ばい煙の総量

三 当該指定地域における事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出される当該指定ばい煙について、大気環境基準に照らし総量削減計画で定めるところにより算定される総量

四 第二号の総量についての削減目標量（中間目標として削減目標量を定める場合にあつては、その削減目標量を含む。）

五 計画の達成の期間及び方法

2 都道府県知事は、前条第一項の指定ばい煙総量削減計画を定めようとするときは、都道府県公害対策審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、前条第一項の指定ばい煙総量削減計画を定めようとするときは、総量削減計画を定めようとするときは、総量削減計画を定めようとするときは、第一項各号に掲げる事項を環境庁長官に報告しなければならない。

4 環境庁長官は、前項の報告を受けたときは、当該計画の作成に関し必要な助言又は勧告をすることが出来る。

5 都道府県知事は、前条第一項の指定ばい煙総量削減計画を定めようとするときは、第一項各号に掲げる事項を公告しなければならない。

6 都道府県知事は、当該指定地域における大気の汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、前条第一項の指定ばい煙総量削減計画を変更することができる。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の規定による計画の変更について準用する。

第九條の見出しを「計画変更命令等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九條の二 都道府県知事は、第六條第一項又は第八條第一項の規定による届出があつた場合に

において、その届出に係るばい煙発生施設が設置される特定工場等（工場又は事業場で、当該ばい煙発生施設の設置又は構造等の変更により新たに特定工場等となるものを含む。以下この項において同じ。）について、当該特定工場等に設置されるすべてのばい煙発生施設に係る当該指定ばい煙の合計量が総量規制基準に適合しない

と認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、当該特定工場等の設置者に対し、当該特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置を採るべきことを命ずることが出来る。

第十二條に次の一項を加える。

4 工場又は事業場に設置されるすべてのばい煙発生施設について、第一項又は第二項の規定により届出をした者の地位を承継した者は、第九條の二、第十四條第三項又は第十五條の二第一項若しくは第二項の規定の適用については、工場又は事業場の設置者の地位を承継するものとする。

第十三條の次に次の一条を加える。

第十三條の二 特定工場等の設置者は、当該特定工場等に係る総量規制基準を遵守しなければならない。

第十四條第二項中「前条」を「第十三條」に改め、同条に次の二項を加える。

3 都道府県知事は、総量規制基準に適合しない指定ばい煙が継続して排出されるおそれがある場合において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、当該指定ばい煙に係る特定工場等の設置者に対し、期限を定めて、当該特定工場等における指定ばい煙の処理の方法の改善、使用燃料の変更その他必要な措置を採るべきことを命ずることが出来る。

4 前項の規定は、第二條第二項の政令の改正、第五條の二第一項の地域を定める政令の改正又は同項の都道府県知事が定める規模の変更によ

り新たに特定工場等となつた工場又は事業場については、当該工場又は事業場が特定工場等となつた日から六月間は、適用しない。

第十五條の見出しを「季節による燃料の使用に関する措置」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（指定地域における燃料の使用に関する措置）第十五條の二 都道府県知事は、いおう酸化物に係る指定地域において、特定工場等以外の工場又は事業場における燃料の使用が燃料使用基準に適合しないと認めるときは、当該工場又は事業場の設置者に対し、期限を定めて、燃料使用基準に従うべきことを勧告することが出来る。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、期限を定めて、当該燃料使用基準に従うべきことを命ずることが出来る。

3 第一項の燃料使用基準は、いおう酸化物に係るばい煙発生施設が設置されている特定工場等以外の工場又は事業場について定める基準とし、総量削減計画で定める燃料の種類について、指定ばい煙の総量の削減に環境庁長官が定める基準に従い、いおう酸化物に係る指定地域ごとに都道府県知事が定める。

4 都道府県知事は、必要があるとき、当該指定地域を二以上の区域に区分し、それらの区域ごとに第一項の燃料使用基準を定めることが出来る。

5 前条第五項の規定は、第一項の燃料使用基準について準用する。

第二十七條第二項中「第十四條第一項」の下に「及び第三項」を加え、同条第四項中「当該ばい煙発生施設等について」を削り、「第十四條第一項を「第九條の二、第十四條第一項若しくは第三項」に改める。

第三十一條の見出しを「事務の委任等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の政令で定める市の長は、この法律の施行に必要な事項で総量削減計画で定めるものを都道

府県知事に通知しなければならない。

第三十三條中「又は第十四條第一項を」第九條の二又は第十四條第一項若しくは第三項」に改める。

第三十四條第二号中「第十五條第二項」の下に「又は第十五條の二第二項」を加える。

附則 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第五條の二第五項及び第六項の規定は、公布の日から施行する。

理由 大気汚染の状況の改善を図るため、工場又は事業場が集合している地域について、いおう酸化物等のばい煙の総量を環境基準に照らし算定される総量までに削減することを目的とする指定ばい煙総量削減計画を定めるとともに、同計画に基づき一定規模以上の工場又は事業場が遵守すべき総量規制基準を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案（参議院送付案、中略）
第十三條の次に次の一条を加える。
指定ばい煙の排出の削減（総量規制基準の遵守義務）
第十三條の二 特定工場等に設置されているばい煙発生施設において発生する指定ばい煙に係るばい煙排出者は、当該特定工場等に係る総量規制基準を遵守しなければならない。

大気中に排出される当該指定ばい煙の合計量が総量規制基準に適合しない指定ばい煙を排出してはならない。

2 前項の規定は、第一條第一項の政令の改正、第五條の二第一項の地域を定める政令の改正又は同項の都道府県知事が定める規模の変更により新たに特定工場等となつた工場又は事業場に設置されているばい煙発生施設において発生する指定ばい煙に係るばい煙排出者については、当該工場又は事業場が特

定工場等と認められるときは、当該指定地域における大気の汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、前条第一項の指定ばい煙総量削減計画を変更することができる。

定工場等となつた日から六月間は、適用しない。
第三十三条中「又は第十四条第一項」を、「第九条
の二又は第十四条第一項若しくは第三項」に改
める。

第三十三条の二第一項第一号中「第十三条第一項」の下に「又は
第十三条の二第一項」を加える。

第三十四条第二号中「第十五条第二項」の下に
「又は第十五条の二第二項」を加える。

○角屋委員長 ます、提案理由の説明を聴取いた
します。三木環境庁長官。

○三木国務大臣 ただいま議題となりました大気
汚染防止法の一部を改正する法律案について、そ
の提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

わが国の大気汚染の状況は、逐次改善の傾向
にあるものの、現在なお深刻な状況にあり、今後
さらにその改善をはかることは、わが国の環境政
策に課せられた緊急な課題であります。

政府といたしましては、公害対策基本法に基づ
き人の健康を保護する上で維持されることが望ま
しいものとして定められている環境基準を確保す
るため、大気汚染防止法による排出規制を中心
に努力してまいつたところでありますが、現行の規
制方式は、汚染物質の排出濃度による規制または
排出口の高さに応じた規制であつて、地域の排出
総量を抑えるには必ずしも十分でなく、一部の地
域においては、このような規制のみによつては環
境基準の確保が困難な状況に立ち至つてゐる実情
にあります。

このような現行方式の不十分な点を補い、硫酸
酸化物による大気汚染の状況の改善をはかるた
め、一定範囲の地域における大気汚染物質の排出
総量の許容限度を科学的に算定し、これ以下に排
出総量を抑えるよう個別発生源の規制を行なう
いわゆる総量規制方式を、国民の健康を保護する観
点から早急に導入すべきであると考え、今回この
法律案を提出することとした次第であります。
以下、この法律案の内容を御説明申し上げます。

第一に、工場または事業場が集合している地域
で、現行の規制方式のみによつては環境基準の確
保が困難であると認められる地域として、硫酸酸
化物その他の政令で定めるばい煙ごとに政令で指
定する地域について、都道府県知事は、当該地域
における事業活動その他の人の活動に伴つて排出
されるばい煙の総量を、環境基準に照らし算定さ
れる総量までに削減させることを目的とした指定
ばい煙総量削減計画を作成することとしておりま
す。

第二に、都道府県知事は、その計画に基づき、
ばい煙を排出している一定規模以上の工場または
事業場が遵守すべき総量規制基準を定めなければ
ならないこととしております。

第三に、都道府県知事は、指定地域において硫
黄酸化物を排出している一定規模以下の工場また
は事業場が遵守すべき燃料使用基準を定めること
としております。

このほか、この制度の実効性を担保するため、
総量規制基準の遵守義務、改善命令等の規定を設
けることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月
をこえない範囲内において政令で定める日から施
行することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容
であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに御可決
あらんことをお願い申し上げます。

○角屋委員長 以上で提案理由の説明聴取は終
りました。

なお、本法律案は、参議院の修正を経た議案で
ありますので、修正案の提出者参議院議員矢山有
作君より、その修正の趣旨について説明を求めま
す。矢山有作君。

○矢山参議院議員 大気汚染防止法の一部を改正
する法律案に対する参議院における修正部分につ
いて、その趣旨を御説明申し上げます。

総量規制を導入することに改正される今回の改
正案におきましては、この総量規制の遵守を担保

する義務づけと罰則が、現行排出基準いわゆる濃
度規制の場合より、ゆるやかになっているのであ
ります。

すなわち、濃度規制の基準については、これを
こえて汚染物質を排出してはならないと定め、そ
の違反に対して罰則が付けられているのに反し、
総量規制基準については、単にこれを遵守しなけ
ればならないと定めているのみで、その基準に違
反して汚染物質を排出した場合において、直ちに
罰則を科することなく、なお、引き続き総量規制
基準が守られず人の健康を害するおそれを生じ
た場合に、改善命令を出すこととし、その改善命
令に従わなかつたときに至つて初めて罰則をもつ
て担保することになっているのであります。

これでは、濃度規制だけでは足りないというこ
とで、せっかく総量規制に踏み切つた趣旨が貫徹
されません。そこで、濃度規制における遵守の担
保方法にあわせて、総量規制についても、特定工
場等の設置者は、総量規制基準に適合しない汚染
物質たる指定ばい煙を排出してはならないとい
う義務づけを明確にするとともに、その義務に違反
して汚染物質が排出された場合にも、濃度規制の
違反の場合と同じ罰則を科することに改めるのが
修正の趣旨であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。
○角屋委員長 以上で参議院における修正部分の
説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。
この際、暫時休憩いたします。
午後一時二十五分休憩

午後四時二分開議
○角屋委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお
はかりいたします。

内閣提出の大気汚染防止法の一部を改正する法
律案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴

取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○角屋委員長 御異議なしと認め、よつて、さよ
う決しました。

なお、参考人の人選、出頭日時等につきまして
は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異
議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○角屋委員長 御異議なしと認め、よつて、さよ
う決しました。

○角屋委員長 公害対策並びに環境保全に関する
件について質疑を続行いたします。島本虎三君。

○島本委員 アセスメントの重要性について午前
中時間が十分でなく、途中で切れました。その午
前の質問でも、苦小牧の水質汚濁状況を写したカ
ラー写真が添付されてないということが明らかに
なつたわけです。関連して、今度は自然保護につ
いて同様にひとつ聞いてみたいと思ひます。

赤外のカラー航空写真、開発予定地周辺の植物
の活性度、こういうようなものを判断して、自然
の環境影響評価をする上で大切な資料のはずだ
と思ふのです。苦小牧東部すなわち、あの巨大開
発の環境アセスメント報告書は、植生保護の点で赤
外カラー写真を添付していましたが。

○江間政府委員 先生がたいま御指摘になりま
した赤外線写真、そのほか、われわれのほうとい
たしましてはスペクトルの違ういろいろなものにつ
いての写真、そのほか白黒写真、いろいろな手
法がございますが、それらのものにつきましても
資料は今回のものには添付されておられません
でした。ただ、この際、申し上げておきますが、こ
れらにつきましては……

○島本委員 よけいなことはいいですが、この苦
小牧の王子製紙周辺の海域と河川、これは王子一
社の排出によつてひどくよこれてゐるという実態
を午前中言つたわけですから、その汚濁状況は環境影
響評価報告書、これにもきちつと出ておる。この

ことは以前から言っていました。これに出てくるのです。

たとえば二ページを見てください。苦小牧下流の磯香橋の四十七年八月二十三日のBODは幾らになっていますか、八八〇PPMでしょう。環境基準どころか常識的に考えられないような数値じゃありませんか。四十八年五月二十一日の測定値、これはBODが四四〇と四一八PPMです。報告書一ページにあるでしょう。一方海域のほうはどうですか。苦小牧河口周辺の海域の測定値はCOD九二・四九PPM、五八・七五PPM、六三・二四PPM、これも文句なしに高い数値なんです。これは一三ページにあるはずで、この苦小牧の海域と河川、これは現在ものすごい汚濁度を持っているはずで、その数値によっても明らかなんです。環境庁は苦小牧の水質汚濁の現状について、どう考えておりますか。

○森（警）政府委員 最近のわれわれの調査によりまして、いま先生のお読みになりました磯香橋のところの四十八年は、王子製紙が操業をちよつとやめておりまして、数値がございせん。それでわれわれの調査ですと、二十二回調査いたしました、最高は四五四、平均で三六七PPMという四十八年の数字になっております。そういうようなことで、これは施設の改善が、たしか昨年のこの休んでいるところ行なわれておるわけでありまして、（島本委員「いつの調査ですか」と呼ぶ）四十八年でございせん。（島本委員「これも四十八年の調査ですよ」と呼ぶ）私が申し上げましたのは、先生がお読みになりました磯香橋の四十八年七月二十七日は、王子製紙が操業をしておりませんで四〇・七とっております。これは休んでいるからきれいなのでございまして、これも含めました四十八年の二十二回の調査の平均が三六七ということでございます。

これは左から右のほうへいま私が申し上げましたように、直ちに比較できないかもしれませんが、いづれにせよ、さつき午前中ですか私申し上げま

したように、ともかく王子の排水規制を強化をしていくということによりまして、河川のBOD、それから海域のCODも相当程度削減できるのではないかとこのように考えておるわけでありま

○島本委員 苦小牧の港内のデータがまことによく出ておりますが、苦小牧港内ではなくて、前面海域の調査結果、これについてちよつと伺いたいのですが、環境影響評価報告書の二ページから一五ページに、前面海域二十九地点の四十七年、四十八年の水質調査結果が出ています。ところが、これを見ると、調査はいずれも六月二十九日から十月十六日にかけて行なっているわけですが、年間のうちわずか四月月弱、夏から秋にかけての測定値だけしか出してない。残る八カ月間、つまり冬から春にかけての調査結果は一つも出ておらない。冬と春のこの測定データはあったのですか、なかったのですか。もしあったとすると、なぜ報告書へ入れなかったのですか。

○森（警）政府委員 データはなかったとござい

○島本委員 そうなんです。苦小牧の海、これは夏と秋だけございまして、冬と春になると、こつ然とその汚濁が消え去ってきれいになってしまふ。こういうようなものじゃないでしょうか。こんなばかげたことは考えられない。入れなくてもいいのです。入れなければならぬのですか。どうして入れないで、こういうそつかしいようなデータを必要な場合ならなかったのですか。海域の汚濁は、季節と海流の変化による汚濁の変わりぐあいが必要と判断条件じやありませんか。なぜ、年間十二月、そのうち六月の末から十月中旬までわずか四月月足らずの測定データで世界一でかい、一万三千ヘクタールにわたるような、この苦小牧東部計画の報告書を認めてしまったのですか。

○森（警）政府委員 データとしては、あつたほうがいいと思いますが、私が聞いておりますところでは、冬場は海が非常に荒れまして、技術的に非

常に採水がしにくいという問題はあるとござい

○島本委員 冬場はしげばかりで、なきた日はないのでござい

○森（警）政府委員 実は別の問題もござい

○島本委員 必ずしも何でも、これは環境

大規模工業開発の環境影響評価、アセスメント

○森（警）政府委員 御指摘のように、この報告書

○島本委員 それはアセスメントをつくるときに

件なんです。苦小牧東部のこの港湾計画、これは

もうすでにみな御存じでしょう。世界に類例のないような延長十キロメートル以上の防波堤、これを張りめぐらす予定で、日本のどこにもこういうような防波堤の例はない。長大防波堤。特に東防波堤は沖合いに陸から約四キロ離れたところまで突き出るのです。以前も、この点はちよつと指摘しましたけれども、巨大な防波堤が建設されまして、通常は襟裳の東のほうから西に向かつて海流が流れる、この海流に変化が当然生じてくる。沿岸流は今度は西から東のほうへ逆流する。現況のいまよこれに、こういう水が東港のほうに今度は逆に流れていく、こういうふうに当然予測されるじやありませんか。

今度のアセスメントには、防波堤建築による海流の変化と海域の汚濁の関係について、どのような評価をしましたか。

○森（警）政府委員 午前中にもお答えいたしましたけれども、一応現況と東部の新しい計画との間に相互の影響がないという前提でアセスメントをしておるわけでございます。ただ、相互に影響がないと申しましたのは、山陽国策パルプの影響は判断をしてみただけです。しかし、現況それ自身海域の汚濁が、ただいま先生御指摘の沿岸流によりまして、こちらへ運ばれるかという問題につきましては、ただいま模型実験によりまして、その結果を究明しているわけでございます。

○島本委員 当然これは模型実験をして、それを確かめてから、アセスメントに対して、これはきちつとその中に組み込むのが要件なんです。指摘されてからこれを調べて、あとから模型実験による……後手後手じやありませんか。公害は先取りでないと対策にならない。原則でしょう。肝心のそのためのアセスメント、これも後手になる。いまからこの模型実験をするんだ。これじや全然話になりませんぞ。ということは、環境庁が去年の十二月に報告書を認めた。環境庁がこの欠陥品といわれるアセスメントを認めてしまった。したがって、現況側から東部に対して海流の変化による水質汚濁の重合影響がないという前提

を置いていた。認めたんですから、こういうふうなことになるのです。まことにうかつじやありませんか。仮定の条件を設定して大胆に答えを導き出していた。この点ははっきりしますね。一体どうなんですか。

○森(整)政府委員 一応影響がないという判断でアセメントをやっておりますが、ただいまやっております模型実験で、かりに影響があるということになりますれば、現苦の現在の排出の規制につきまして相当これを強化して、影響がないという状態まで規制を強化するという考え方で処置してまいりたい、こういうふうな思っているわけでございます。

○島本委員 いまのその考え方、答え方、それは現在でそういうふうな答えられる。私の言っているのは、苫小牧東部の環境影響アセメント、これをつくる段階で、防波堤を建設した場合の海流の変化、海域の汚濁問題について、これには一言一句載っていますかね。ないので。ないような環境保全計画を認めてしまったのだ。ですから、広大な防波堤を築くようになったのです。そうやって五三年から六〇年段階でもうやられていく。鉄鋼であるとかソーダ会社であるとか、全部それに殺到している。委員長、これだつて問題なんです。これにないでしよう。一言一句でもこれに説明していませんか。念のために……

○森(整)政府委員 報告書には載っております。○島本委員 四十七年の八月当時のこの苫小牧前面の海域、ここに厚さ三十センチから五十センチのヘドロが堆積していたのです。四十七年八月当時です。これは北海道の函館水産試験場が潜水夫を入れて調査して、海底の底質を調べた結果なんです。この調査によりますと、現苫小牧港の西防波堤の西側、水深十五メートルから三十五メートルの二・五キロ、幅十キロ、この広範囲にわたってヘドロ、腐泥が堆積しているという、こういう報告書があるのです。知っていますか。漁業環境としては適さない、そして漁場の拡大は期待できない、こういうふうなまとまった報告書が出ていない。そうして昨年十二月に環境庁が承認した苫小牧東部のアセメント、この報告書には、苫小牧海域の底質、つまりヘドロについては触れていませんかね。

○森(整)政府委員 現苦の先ほど御指摘のございました水産試験場の調査につきましては、いま先生が御指摘になったのはどの箇所ですか、ちよつといま判断いたしかねますけれども、ヘドロと申しますか、若干箇所の一部水産に影響のあるものがあるというところは承知をいたしております。それから東部開発につきましては、東部開発の港内にたまるSSの問題についてのアセメントはいましたけれども、その他の底質についてのデータは載っております。

○島本委員 それは載ってないのです。しかし、さちとそういうようなデータが出てくるので、それは四月二十四日に、苫小牧の漁業協同組合で臨時総会が開かれて、苫小牧東港建設反対の方針を今度変えたのです。その対策委員会を設けたのです。漁業補償の交渉に臨む方針をきめたのです。ところが、その前日の四月二十三日に、北海道の同じ函館水産試験場は、三月の末に実施した漁場調査の結果を出しました。この調査結果がまことに奇々怪々なんです。堆積している懸濁物、すなわちヘドロがないという報告書になっているのです。二年前の四十七年八月のときには、厚さ三十センチから五十センチのヘドロ、それがずつと帯状になって流れている。これがごつ然と消えてなくなつてしまつていくわけなんです。その報告書はこれです。ごらんない。世にもふしぎな物語じゃありませんか。漁業補償の直前になると、いままであったヘドロが消えてなくなつてしまつた。環境庁は、なぜこのヘドロが消えたのかおわかりですか。

○森(整)政府委員 私ども道庁から報告を受けております資料は、四十七年の八月に漁場調査をした、それにつきまして、先生のおっしゃるようにならう、それにつきまして、八月になれば再びこのヘドロが出てくる、こういうことになるでしようか。それとも海流が変わつてしまつたのだらうか。環境庁としても、苫小牧東部という大規模な工業開発を認めた以上、ヘドロ問題を説明すべきではありませんか。一言もヘドロに触れていないアセメント報告書で水質汚濁のアセメントをした、こんなことが言えますか。少なくともいいのですか、アセメントを。重要じゃありませんか。まず、これで水質汚濁のアセメントをした、こゝう言えるかどうか、ちよつと意地悪いけれども。○森(整)政府委員 環境庁が態度を決するかどうかという前に、そういうことをしたかどうかという御質問であれば、四十五年に若干の調査がございまして、それにつきましては資料は見えておりますけれども、それではたいした問題が出ておらない資料になっております。いま御指摘の問題につきましては、先ほど御指摘ありました四十七年の調査は、精度はたしか三十点程度の調査だったと思ひます。その後の、これも一キロから四キロにわたる幅の水産の漁場としての調査でございまして、なお、排出口というか、港内、港外を含めて早急に底質の調査をいたすように指示をしておるわけでございます。しかし先ほど申しましたように、ちよつとまたまた海の状態等から若干お

ますから、それにつきましてヘドロの問題があるという中間報告を承知しております。その後になつたといわれましますものにつきましては、たいへん申しわけないのですが、私ども真摯にして知りませんでした。

○島本委員 あとから赴任されてきた森局長ですから、当時のその模様は知らないだらうし、そのデータも十分目を通していないだらう、この点は私はわからないわけではない。しかし、環境アセメントは重要だ。わからなくて済まされないほど重要だという意味で質問をしているわけなんです。四十七年八月の調査の際には、ヘドロがあつた。今度の本年の三月二十六日から二十八日までの三日間の現地調査では、夏にあつたヘドロが、春になるとなくなつてしまつた。八月になれば再びこのヘドロが出てくる、こういうことになるでしようか。それとも海流が変わつてしまつたのだらうか。

○森(整)政府委員 環境影響評価というものは、決定されてしまふ。いまのように模型実験をするとか測定データをとるとか、また補完調査をするとか、もうすでにおそいじやありませんか。ゴアのサインが出てしまつて、そのあとを追つかけて補完調査をしている。模型実験をしている。測定データをとりつづけている。どだい補完調査といへば、聞こえはちよつといふようですけれども、要するにあつた追ひ公害行政をしているということになるじやありませんか。不備な報告書だつたら、その傷をあとから補つてやる、こういうふうなやり方じやありませんか。

○島本委員 環境影響評価、これが世界に前例のない大臨海コンビナートづくりを認めてしまつて引き金になつてしまつた。勇断のSO₂データ、これを隠蔽した大気汚染のデータもずさんである、前に指摘しました。しかし、水質汚濁関係もずさん以外の何ものでもない。環境庁が報告書を認めて港湾計画の決定に同意をいたしましたために、運輸大臣は、今度は苫小牧東港の港湾計画を承認してしまつた、一連の関係が出てくるのです。北海道開発庁、それから北海道、あるいは漁業補償

れておるといふことでございまして、われわれとしても調査をしまして、ともかく実態を把握することにつとめたいというふうな思っております。○島本委員 そういうふうなあんばいで、ちゃんと調査したときには、潜水夫を入れてまで調査をして、海底の底質をきちと調べたら、りっぱにあるわけなんです。西防波堤の西側水深十五メートルから三十五メートルの二・五キロ、幅十キロという広範囲にわたつてヘドロ状の腐泥が堆積している。これもはっきり調べてある。しかしながら、また漁業補償をする直前になつたら、それがなくなつていく。こういうふうな調査、まことにでたらめです。環境影響評価というものは、本来できる限り測定データを集めて、科学的に評価しなければならぬはずのものです。簡単にやつておいて、そしてあとから補完するといふ、こんな性質のものでありません。

さへ解決すれば港湾建設に着工できる、こういうように考えているのかもしれないし、そういうようなやり方をとったのかもしれない。しかし環境庁は、そうであつてはならないのです。

これは大臣に聞かなければならないわけですが、政務次官、こういうようにして出された欠陥アセスメントです。環境庁として初めて手がけた大規模工業開発環境アセスメント第一号、取り返しのつかないミスをおかした、こういうようなことになつてしまふとありませんか。ミスをおかしたら、あとは補充していけばいい、補充データを集めればいい、こういうあと追行政ばかりしてはだめだ、これが環境庁ができたときの一つの鉄則であつたはずで、対策の先取りをやらなければならぬ、これが鉄則だつたはずで、

ところが、依然としていまだ通産省、経済企画庁、これらが行なつたと同じようなあと追行政をやらぬなら、何のために環境庁ができたのですか。そういうわけでも差しつかえないでしょう。私はどうしてもこれは承服できないのです。環境保全の任務を帯びる環境庁のために、これは承服できない。環境庁として、環境行政の良心にかけて、運輸省へ出したこの同意を取り消すべきなんです。それでしよう。それが国の環境行政に携わる者の責任だと思つたのです。これは大臣いらないので、

気の毒ですが、まああなたも副大臣ですから、この点もはつきり答えてください。

○藤本政府委員 公害防止を行なうためには、その公害が起つてから、その対策を考へるといふあと追行政ではなくて、公害が起らないように未然に防止をする、そのことがきつめて大事であるという島本先生の御意見には同感でございます。そういう意味で、私も同感でございます。公害が発生しないように未然に防止をするということに力を入れてまいらう、一つの根拠といひますか、考え方として、今後環境アセスメントに對しましては非常に力を入れてまいらうという考え方でございます。

開発につきましては、先生も御承知のように、

その開発が行なわれるその当該地域の環境に悪影響が及ばないという範囲内でしかその開発を認めないという考え方が環境庁の考え方であることも御承知のとおりであらうと思つたわけでござい

先生御指摘のこの問題につきましては、御承知のように五十三年の開発規模を想定して、環境アセスメントを北海道庁が行ない、その内容について私どもが審査したわけでございまして、今後の具体的な開発の計画が出てまいれば、その時点で私どももいたしましては十分に環境アセスメントを行ないまして、先ほど申し上げましたように、その開発が認められる場合には、当該開発が周辺の環境に對して悪影響が及ばないという範囲の中でしか認められないわけでございまして、今後環境アセスメントにつきましては、先ほど来からの島本先生の御意見を十分に考慮に入れまして、十分な環境アセスメントを行なつてまいりたい、かように考えております。

○島本委員 最後に、空は国境も区切りもありません。海の水も関所がありません。両方ともつながつていて、隣合せている現苦と苦小牧東部、もうすでに現苦といわれる現在のコンビナートでは、王子製紙からの七十メートルの煙突から油よりの黒い雨さへ降つてくる。その結果、こういうような被害を受けたというのは先ほど見せた。それが雨になれば、そのまま地下に浸透するか、そのまま海に流れ出る。しかし、東部のほうだけはりっぱにします。現苦のほうは、このようによこれていて、空にも関所がない。海にも関所がない。しかし海流は流れる。流れるものは一つになつてよこしている。この事態もわきまをいふで、そしてこんな不完全な苦小牧東部地区港湾計画資料として環境保全計画を出した、不完全なものを承認した、これは重大なことでありまして。私は、まことに遺憾であるという、このことだけは二度、三度皆さんに申し上げまして、環境庁の品位を高めるために、もう一度皆さんの奮起を要望し、もう一度こういうようなものは洗い直すくらいの決意をもつて今後進むように。

をもつて今後進むように。

あくまでも大事なものは自然です。あくまでも守らなければならぬのは環境です。環境庁はそういうような意味に立つて、今後とどしどしとやらなければならぬし、このアセスメントを認めたこととは未来永劫に私は残念である、環境庁の一つの失点である、このことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○角屋委員 米原親君。

○米原委員 午前中に引き続き、富山県のカドミウム汚染米の問題について、農林省と環境庁のほうに質問したいと思つたのです。

〔委員長退席、島本委員長代理着席〕
けさほど最初に質問しましたときに、分析研の問題に關連して波及したという問題で尋ねましたところが、今度の場合は分析研というよりも、富山県が問題なんだという御答弁がありました。確かに事件のいわば主犯は富山県で、これに分析研が加担したというふうな形になっておりますが、私は、そこで思ひ出したことがあります。

分析研の問題が起つた当時、富山県当局が、すぐそれに反応して、分析研のデータはばらつきが多いと、これは当時の新聞にも出ております。私自身が、二月二十日のこの委員会、新聞に當時出たこの富山県の発言を明らかにして環境庁の見解をたまたしたこともあつたのです。つまり、當時から、おそらく富山県はこの分析研とある意味でぐるぐるになって、お互いにそういうふうなデータを、発表にあつたてつて不当な操作をやつて、正當でないやり方で事実を隠蔽しているわけですね。こういう手口。分析研がいろいろな面であつて、やつてゐることを富山県自身はとうから知つてゐる。これとぐるぐるになってやつてゐたということが、はしなくも今度の事件ではつきりわかると思つたのであります。

そういう意味では、いままでは分析研という一つの財団法人がいろいろな欺瞞的な手口でデータの偽造までやつたという問題だつたわけですが、今度は自治体がからんで、しかもこれとぐるぐる

なつて、そういうふうな公害の重要なデータを不法なやり方で発表している。偽造したというわけにはいかぬと思ひますが、客観的には偽造とあまり違わぬような発表のやり方をやつてゐるという点で、この問題は環境庁としても厳肅な態度で臨んでいただきたい。これは非常な重大問題だと思ひます。

けさほどの新聞を見ますと、四十八年度産米の十一検体についてデータの操作があつたといううな記事が出ております。

〔島本委員長代理退席、委員長着席〕
これについて、富山県当局のほうもそれを認めたといふのでありますが、この事実問題の点について農林省、それから環境庁はどういうふうな確認されているのか、あるいはその事実はまだ全然確認してないのか、そのあたりを最初に聞きたいと思ひます。

○須賀説明員 私ども、この問題につきまして、さつそく富山県庁に連絡いたして報告を受けたわけでございますが、やはり新聞報道のとおり、十一検体につきまして再分析を依頼し、その数値が、たまたまその前に出た数値よりも濃度が低かつたといふことで、その数値が公表されたといふふうな報告を受けております。

○米原委員 そうしますと、当然農林省としても、そういうやり方をやつたといふことは報告を受けているのですから、それは率直に認められるわけですね。

○須賀説明員 私ども、さつそくこの事実關係を詳細に調べる必要があると思ひまして、本日担当官を富山県に派遣いたしまして、その事実關係の究明に当たつて、その上でいろいろな対策を考へてまいりたいといふふうな考えております。

○米原委員 この十一検体の地点ですね、場所はいずれも従来汚染地区とはなつてゐなかつた、そういうところだといふふうな新聞にも出ておりますし、聞いておりますが、この点はどうでしょうか。

○須賀説明員 県庁の担当官が再分析を依頼した

域とそれから三日市製錬所の付近、カドミウム汚染地区が大体いままでの測定の結果で定められて、そして土壌改良など行なったりしてきているわけですね。今回のこの事件で汚染地区というのが、いままでやっているところだけで、はたして済むだろうか、土壌改良をやるのであれば、もっと広い地域をとらなければならぬのではないかと

いうようなことは当然起こってくると思うのです。そういう点で再調査をやって、汚染地域の見直しといいますか、その点かなり正確にやらないと、住民の不安を解消できないのじゃないかと思えます。この点いかがでしょうか。

○森(警)政府委員 従来から神通川につきましては、約千三百ヘクタールの地域につきまして細密調査をいろいろ行なってきたわけでございます。

その周辺の調査に今回の問題があったというふう
に承知をしております。これはもちろん県単でや
られた事業でございますけれども、先生が御指摘
のように、私どもももう一回県の実情をもう少し
調査をいたしまして、いままでのデータでいいの
かどうか。もちろんその対策地域の指定にあたり
ましては、当然私どもとしてその点を特に留意し
て指定をやりたいと思います。指定がいくるとい

いうことによりまして、また反対の効果もござい
ますから、ともかくいままでのデータでできると
ころは指定をしていただいたほうがいいのではな
いでしょうか。もし問題のあるような点につきま
しては、さらに調査をいたしまして、そこを追加
していく。いま私確定的なことは申し上げられ
ませんが、そういうようなやり方で、ともかく村
民を傷めていく必要があらう、こういうふうな考

○米原委員　当然事実の調査を早急に行なつて、そして住民に不安感を持たせないように、汚染地区の見直しというような点も相当力を入れて解決していただきたいと思ひます。事件はいずれにしても、まだ事実が十分究明されていない段階であります。ただ、午前中にも指摘しましたように、こゝに於いては、重くは内閣府に持つて、

か。私先ほど申しましたように、分析研と一緒にやってやっています。分析研がいろいろな偽造をやっていた。これの手法を突撃は富山県も知っていて、そうしてぐるになってやっていると、これはたいへんな問題であります。いままでもやっていた連中だから、そういう意味じゃ私はあまり信頼できないのです。

そういう点で、真相の究明、問題が今後起こらないようにする措置、補償問題、全面的な対策をひとつとっていただきたいのです。この点について最終的な決意をひとつ農林省と環境庁に聞きまして、私の質問を終わります。

○藤本政府委員 午前中の委員会におきましても、大臣から御答弁がございましたが、私も大臣から御答弁申し上げましたような考え方で今後進めてまいるのでございますが、御承知のように、事実関係がまだ現在十分わかっておりませんので、この事実関係につきまして現在究明中でございます。この事情が明らかになり次第、県に對しましては再分析をするなどの指示をいたしますし、また今後の公害関係調査につきましても、このような事態を繰り返すことのないように強力に指導をしてまいりたい、かように考えております。

○須賀説明員 私どもといたしまして、早急にこの事実関係を究明いたしまして、その結果により必要な措置をとってまいりたいというふうに考えております。

○米原委員 いや、終わります。

○角屋委員長 木下元二君。

○木下委員 運輸省のほうに伺いたいと思いが、先般航空機騒音による障害防止等に関する法律の一部改正が行なわれました。これに基づきまして、本年の三月二十八日に、政令により大阪国際空港は周辺整備計画として指定をされました。さらに兵庫県並びに大阪府両知事によりまして大阪国際空港周辺整備計画というのが策定されました。これは同法の九条の三、二項によりまして、運輸大臣との協議に基づいて行なわれたものであ

ります。

ところで、この周辺整備計画の冒頭「一 序」というのがありまして「計画の意義」が述べられております。ここで「大阪国際空港においては、昭和三十九年ジェット機が就航して以来、航空機騒音が「重大かつ深刻な社会問題となつてゐる」という趣旨が述べられておりまして、そのあと次のように書かれております。「これを抜本的に解決するために、住民生活に障害を及ぼさない関西国際空港が必要であるが、この建設にあつては、大阪国際空港の撤去を基本として検討し、計画を策定する必要がある。」というふうに述べられておりますが、これは運輸省との協議によつて盛り込まれたものかどうかということをお聞きしたいのであります。つまり運輸省の考えでこれに加えられたものかどうかということをお伺いいたします。

○隅説明員 お答えいたします。いま先生がおっしゃいましたように、法律に基づきまして大阪国際空港周辺整備計画を大阪府知事、兵庫県知事から、共同でおつくりになつたものを運輸大臣のほうに提出されまして、これを協議をしたわけでございます。この点につきましても「関西国際空港が必要であるが、この建設にあつては、大阪国際空港の撤去を基本として検討し、計画を策定する必要がある。」というふうにつきましては、事前に私の運輸省のほうに協議があつたわけではございませんけれども、われわれといたしましては、先生御存じのように、大阪府、兵庫県知事からの大阪空港の取り扱いについての要請に對し、昨年七月九日に、大阪国際空港騒音対策協議会の会長あてに「大阪国際空港の将来のあり方について」という回答をいたしまして、航空局長名をもちまして「現大阪国際空港の将来のあり方については、新関西国際空港との関連において十分検討を要するものであるが、その開発時点にこれを撤去することも含めて可及的速やかに検討するものとし、その検討に際しては地元公共団体の意志を十分尊重するものとする。」という文

書を出しております。こういうことでございまして、われわれといたしましては、大阪空港の撤去も含めて地元と十分御相談をいたしまして、この点を検討し、きめたいと思つております。そういうことから大阪府と兵庫県では、この計画をお立てになるときに、冒頭に申しました新関西空港について、大阪国際空港の撤去を基本として云々というふうに文にお書きになつたというふうに伺つております。

○木下委員 そうしますと、私の質問だけに簡明に答えてもらいたいのですが、冒頭に私が引用しました点については、特に運輸省のほうで指導して、これに加えられたということではないということですか。

○隅説明員 おっしゃるとおりでございます。この空港周辺整備計画がつくられましたのは、この空港の撤去を基本として検討するという構想については述べられていないのです。

そこで、もう少し具体的に伺いますが、兵庫県知事の伊丹市長あて三月二十三日付公文書というのがあります。「大阪国際空港周辺整備計画の事前協議について」と題する文書であります。つまりこれは、空港周辺整備計画というのが三月二十八日につくられておりますが、その直前に出された公文書であります。

その中を見ますと、こう書いてあるのです。「大阪国際空港整備計画については、現空港の移転廃止を基本として策定することとし、大阪府及び国と協議を重ねておれば合意を得ております。」というふうになつております。「大阪国際空港整備計画」とありますが、これは「周辺」というのが落ちてゐるんですね。だから、どうもわかりにくい点があるわけですが、この現大阪国際空港の整備計画——それには観念的には減便であると

か、あるいは縮小といったことが考えられますが、その整備計画について「現空港の移転廃止を基本として策定する」という方向づけがなされておると解されるのでありますが、この点いかがでしようか。この文書、余分にありますので、ちよつと見てもらいたいと思ひます。

○隅説明員 まず、兵庫県知事から伊丹市長の伏見さんにお出しになりました文書については、運輸省は事前に相談にあつておりました。それで中段に書いてあります「大阪府及び国と協議を重ねておれば合意を得ております。」というところは、われわれといたしましては、最初に申し上げました「大阪国際空港の将来のあり方について」というところで、大阪府、兵庫県とも、この点については相当突つ込んだ話し合いをいたしておりますので、兵庫県の知事がお述べになつたのは、この「将来のあり方について」の文書について、国がこういうことをお出ししたので、それをお察しになつておるものだと考えております。

○木下委員 これは確かに運輸省が関与してつくられた文書ではありませんが、念のために運輸省の解釈として、どうお読みになるかを伺つてゐるのですが、いま引用しましたように「大阪国際空港整備計画については、」とありますね。周辺整備計画と「周辺」がありませんね。これは偶然、ついつかり落としたのかどうかかわりませんが、これを文字どおり読みますと、この大阪国際空港整備計画というのは現にある大阪国際空港、この整備計画だ、だからそれには観念的には増便もあるだろうし、あるいは減便もあるだろうし、閉鎖もあるだろう、いろいろあるけれども、その「計画」については、現空港の移転廃止を基本として策定することとし、「こゝにあるのですね、そういうふうには読まざるを得ないと私は思ふのです。その点はいかがでしようか。

○隅説明員 これは、この文書の件名が「大阪国際空港周辺整備計画の事前協議」ということで、中にも「周辺整備計画」とございしますので、こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

こ

だけ特に「大阪国際空港整備計画」というのが、われわれとしては別にこういう具体的な計画をお話ししたことはございませんので、たぶん大阪国際空港周辺整備計画ということではないかというふうに考えます。しかし、これはまだ兵庫県のほうで確かめておりませんので、非常に近い機会にまた兵庫県の担当の方ともお話をいたしますので、この点はさらに確かめたいと思います。

○木下委員 初めに私が援用した周辺整備計画の内容と、それからこの事前協議についての文書の表現とはギャップがあるのです。だから伺っているのです。この整備計画のほうでは関西国際空港問題とからめて、その建設にあたっては撤去を基本として検討と書かれています。ところが、この事前協議の文書においては、その新空港問題のからみが出ていないのです。そうでしょう。この食い違いを一体運輸省はどう解釈されるのでしょうか。これはもちろん、さつきも言われたように、この事前協議についての文書は、あなた方がおつくりになったのでないので、決してこの点をあなた方に対して追及して伺っているのじゃないのです。あなた方のほうの解釈として、この事前協議についての文書の内容は一体どうお読みになるか。それと、あなた方もタッチしてつくられたこの計画にはギャップがある。どうしてでしょう。

○隅説明員 私、この文書をたまたま初めて見ましたので、先生の御質問に対して的確な御答弁がでないのではありませんが、私はやはり関西新空港のくだり、あるいは周辺整備計画ということ念頭に置かれてこの文書をお出しになる、そのときの念頭というのは、やはり「大阪国際空港の将来のあり方について」という「撤去することをも含めて」という内村文書、これを兵庫県はお考えになったのではないかと。これは四月でございますか、請願の問題になっていくと思えますけれども、この点につきましては、なぜ兵庫県がこのようにお書きになったのか、何ともわかりかねる次第でございます。

○木下委員 この事前協議についての文書では、結局のところ、新空港建設は別の問題として、現空港の移転、廃止を考えていくという表現になっているのです。新空港問題というのは全く出ていないでしょう。運輸省と一緒にこの周辺整備計画の中では、新空港問題とのかかわりが出ておいて、その新空港建設にあたって空港撤去を考えていくのだという方向が出ておるのです。それが出ていないのです。だから新空港問題は別の問題として、現空港の移転、廃止を考えていくという考え方が、この伊丹市長に対する文書では出ておるのです。しかも、この点について、この事前協議についての文書によると、国と大阪府の合意をほぼ得ているとあるのです。一体運輸省は合意したのでしょうか。「ほぼ合意」とあります。ほぼ合意したのでしょうか。

○隅説明員 この点につきましては、こういう実際の問題について兵庫県と具体的に話をしたあれはございませんし、もちろん打ち合わせは相当の回数あったと思います。それから航空機騒音防止法の改正のときに、三木環境庁長官あるいは徳永運輸大臣は、大阪国際空港の将来のあり方については撤去も含めて検討する、それから環境基準を守るといことが一番大切なことなんだ、それで騒音対策は強力にこれを進めていくという御答弁に終始しておりますので、われわれといたしましては、撤去も含めて検討をし、まず第一に大阪国際空港の現在の騒音に対して、どのような対策を強力に打つかということをお話を兵庫県ともお話をしております。

○木下委員 私がいま質問したのは、新国際空港の建設問題とは別に、現空港の移転廃止といたしたことについて計画を策定する、そのことについて大阪府と国との間に条件はほぼ合意を得ておる、こういっているんです。だから、そういう事実があるのかと聞いているのです。運輸省の新空港問題等についての見解なりあるいは考え方、これはわかっております。そうでなくて、新空港問題は別として、とにかく現空港を撤去、移

転していく、そういうことで計画を策定していくという、そういう方向づけがここに出ておるわけでしょう。そのことについて、兵庫県と一体合意をしておるのか、こう聞いているのです。

○隅説明員 この点だけについてはつきり申し上げるならば、「ほぼ合意を得ております」というこの「大阪国際空港整備計画」なるものが私どもにはわかりませんので、この点について「大阪府及び国と協議を重ねて」ということについて、運輸省は合意したという事実を、いまここで、そのとおりであるというお答えをするわけにはまいりませんので、もう少し、兵庫県のこの文書は何をお考えになったかを確かめたいと思っております。

○木下委員 「大阪国際空港整備計画」という表現は、これはわかりませんと言われますが、この表現どおり読んで解釈をして、一体こういうふうな内容について合意があったのかどうかということとを聞いているのです。この「大阪国際空港整備計画」というものを文字どおり解釈しますと、私、さつき言いましたけれども、現在ある大阪空港をこれからどう持っていくか、どうするか、そういう計画の問題として考えて、いろいろあるけれども、そのうちで特に移転廃止を基本として策定する、そういう方向づけをしておるわけでしょう。そのことについて合意があったとこういっているんです。一体そういう合意があったのかどうか、運輸省は了解をしておるのか、こういうことなんです。しておりますか、してないでしょう。

○隅説明員 この点だけに限って申し上げますならば、「合意を得ております」という「大阪国際空港整備計画」なるものがよくわかりませんので、合意をしないといふと申さざるを得ないと思っております。

○木下委員 伊丹市長の態度なんです。当初現空港の撤去を前提とした整備計画を策定するものでなければ、この整備機構の発起人には加わらない、そういう態度をとっておったのです。これは

伊丹の市議会、それから伊丹市自治会連合会とともに、伊丹の市におきまして空港撤去都市宣言というものを行った市長としては、当然の立場だと思っております。ところが、伊丹市長は突如として態度を変えまして、周辺整備機構の発起人として名前を連ねるということになったのであります。これに對しまして市議会、それから住民は一斉に反発をしまして、伊丹市あげて大きな問題になっております。市議会と住民は、四月十六日から連日のように中学校区ごとに住民懇談会を開きまして、市長の政治姿勢と真意をただしております。この中で伊丹市長は、態度を変えた理由としてどう言っておるか。この兵庫県の文書を示しまして――いま私が示しましたこの文書であります。この文書を住民に示しまして、現空港撤去を前提にした整備計画をつくることに国も大阪府も合意をしておる、また、整備機構に反対すると防音工事や移転補償などをしてもえなくなる、こう弁明しておるのです。そういう経過があるものですから、私はいまのことを伺ったのです。

つまり、新空港建設の問題とのからみではなくて、それとは全然別にして、現空港を撤去する、そういう前提でもって、あるいはそれを基本として整備計画をつくっていくということに国も大阪府も合意をしておる、こういうふうなことを伊丹市長は住民に対して言っておるのです。そういうことがあるのでしょうか。まあ、ここでお尋ねするのは国のことですが、運輸省がそういうことを合意しておりますか。

○隅説明員 この点につきましては、五月の十日に伊丹市議会の先生方、議長をはじめとして十人ぐらゐが私のところにお見えになりました。この問題について先生のおっしゃるようなお話を伺いました。そして、運輸省はどうかというお話でございます。

われわれといたしましては、国会の審議を通じて運輸大臣または環境庁長官がおっしゃいましたこと、それから内村文書を申し上げまして、この撤去も含めて可及的すみやかに検討するというこ

とです。ですから、将来のあれとして、環境基準が守られない、あるいは地元地方公共団体がどうしても撤去をしてくれという強い意見ならば、この点については、そういう結論になるかもしれないけれども、やはり現在では、撤去を含めて検討をするということの線を出ておりませんということ、これを詳しくお話し申し上げたところ、運輸省としてはそういうことだということで、御了解いただけましたかどうか、お別れしたわけでございます。その点、いま木下先生がおっしゃいましたようなことを、私も市会議員の皆さま方から伺いました。運輸省の態度はどうだということもございしました。

○木下委員 住民に対してあなたが説明したというふうな経過はけっこうなんです。私が聞いておるのは、兵庫県知事と運輸省との間で、空港撤去についてどういう合意があるのかですね。合意が、完全とはいえないけれども、ほぼ合意があるというふうに書いてあるのですけれども、空港撤去についてどういう合意がありますか。そのことだけを書いてください。

○隅説明員 兵庫県知事の御意見はたびたび伺いましたけれども、現在合意があると申しますならば、昨年の七月九日の書簡の範囲での合意でございます。

○木下委員 そうしますと、昨年の、運輸省が告示になった、さつきも援用されました考え方、それについて合意をしておる、こういうことですか。

○隅説明員 この文書は十一市協の会長ばかりでなく、大阪府知事、兵庫県知事にも、航空局の回答をいたしまして御返事を申し上げております。

○木下委員 そうすると、昨年度の運輸省の考え方というのは、新関西国際空港を建設をするということが前提にあつて、それとの関連で空港撤去を検討していくということが書かれておる。私がいま示しました、国と知事との間に合意があったといつておる、その知事の伊丹市長に対する文

書の内容というのは、さつきから言っているように、そうではないのです。新空港建設といったことについては全く触れていない。これも何回も援用するのをやめますが、とにかく、現空港の移転廃止を基本として考えていく、計画を策定していくということ、このことについて国との間に合意があるんだと書かれておるのです。

そうすると、この文書はその点ではうそになりますね。ギャップがあるでしょう。運輸省の示しておる昨年度の考え方、方針、その内容において合意があるんだと、あなたは言われましてけれども、かりにそうだとすれば、兵庫県知事が市長に対して示したこの文書の内容は食い違つておりますから、少なくとも、その食い違つておるという点では事実と反する、こういうことになりませんか。

○隅説明員 これは兵庫県知事といういろいろ話をいたさなければ何とも申し上げかねますけれども、私はやはり、運輸省の昨年の文書を一応兵庫県知事も十分御存じでございます、それを念頭に置いてのこういう表現ではないかというふうに考えます。

○木下委員 それを念頭に置いておるかどうかわかりませんが、そういうふうになつていないから、ここで聞いているのです。結局この文書というのは、兵庫県知事が伊丹市長をベッテンにかけたのか、それとも知事と伊丹市長が相通じて住民にうそを言つておるのか、このどちらかです。

これはそういうことにならざるを得ないでしょう。いずれにいたしましても、この伊丹市長は住民に対しては、事実でないことを言つておる。客観的事実に反することを、知つてか知らずかはともかくとして、住民に言つておるということになる。これでは住民はたいへん迷惑をすると思ふのです。こういう混乱は、ひとつつきりすべきだと思ひますが、この点について運輸省、どう思われますか。

○隅説明員 やはり運輸省をいたしましては、撤去も含めて検討するという線をいまだに変えてお

りませんので、それ以上のことをいまここで申し上げるわけにはまいりませんけれども、航空審議会関西国際空港部会におきましては、この公文書を踏まえまして、現在の審議では、やはりその伊丹空港の取り扱いについて、どうしても検討を加える必要があるということ、ただいま審議をしております。

○木下委員 まあ、運輸省が住民のほうに對して違つたことを言つておるという問題ではないので、ここで私はあなた方を追及するというふうな考えは毛頭ないのです。ただ、運輸省の方針なり考え方一つある、これは私は、よくわかつておるのです。それと、知事あるいは伊丹市長が住民のほうに對して述べておる内容と違つておるのです。そこで、私は問題にして聞いている。そういうふうなことを一体運輸省としても放置をしておつてよいとお考えですか。違つておる内容というのはいくらもありません。運輸省は新空港建設を進めていく、それとの関連で撤去を検討する、こう言つておるのです。住民に對しては、そうではなくて、新空港建設ということは何も一言も言わないで、とにかくこの空港周辺整備計画を進めていくのは、これは現空港撤去を基本として進めていくのだ、このことだけしか言っていないのです。だから伊丹市長は、現空港撤去を基本として進めるといふことだから、この空港整備機構の発起人となつて、これに賛成するんだ、こういう態度を住民に表明しているわけです。そこに運輸省の考え方と、それから自治体の考え方との間に非常にギャップがあるんです。これを私はひとつ調整をするといひますが、すつきりしたものにするように、運輸省としても働きかけてもらいたいと思ふのです。いかがですか。

○隅説明員 この点につきましては兵庫県の御真意と、それから伊丹市長のお考え方を十分承りまして、われわれといたしましても地元の皆さま方に對して、この問題については、これからは何回も繰り返してお話ししなければいけないと思ひま

すので、さつき、伊丹市長も近いうちに上京されるのでございします、あるいはこちらから出向くことも考えられます。兵庫県と伊丹市と、この文書の内容について十分真意を伺ひまして、運輸省の考え方と了解に早く達する必要があるといふふうに考えます。

○木下委員 もう一つだけ、時間があるから聞かせておきますけれども、伊丹市長は、整備機構の発起人に加わらなければ、防音工事やあるいは移転補償などについて何もしてもらえなくなるというふうに住民に説明をしておるのです。これは法制度的には、そんなはずはないわけでありませんが、一体これは運輸省の方針なんですか。

○隅説明員 伊丹市長が住民の皆さんにそういうことを言つたかどうか、私、つまびらかにいたしません。運輸省といたしましては、伊丹市長が発起人になれない、あるいは評議員になれないということ、伊丹市長を差別扱いをするを申ししますか、そこには防音工事もしない、あるいは補償もしないということは絶対ございしません。法の規定するところに厳正に執行してまいります。

○木下委員 それから、この整備計画の実施、これを進めていく場合の起つてくる問題としまして、あと土地利用の問題があります。住民を移転させまして、工場をつくり、あるいは倉庫をつくるという利用、これには非常に問題があるようであります。第一に、これは公害源をふやす結果になりかねないという問題がある。しかも、またいま撤去ということが大きな問題になつておりますが、かりに将来撤去ということになれば、これは工場や倉庫などを持つてきて、また一体それをどうするかという問題が起つてくることになるのであつて、社会経済的に見ましても、大きなロスが起る可能性がある。住民の立場といたしまして、もう、こうしたことにこそ反対をいたしてお

ります。この工場、倉庫が入つてくることに、もともとここは住宅地なんですから、ですからこの住民等が移転をしたあとと地は、これは緑地帯にするべきだ、こういうふうに通うのですけれども、

この点、住民の意向を十分にくんで、そういう方向で進めてもらいたいと思うのです。いかがでしょう。

○隅説明員 この大阪国際空港周辺整備計画の中で、「第三種区域を除く第一種区域は、防災上の施設も含め、必要に応じて航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設を計画的に配置するよう努める。」と書いてございます。やはりこの整備計画をおつくりになるのは地元知事さんでございまして、これを機構が実際に実行いたしますときには、毎年の事業計画あるいは予算によって決定されると思います。それにつきましては、地元市長さんがお入りになっていらっしゃる評議員会で、これははかることになっております。やはり地元の皆さまの御意向を無視して周辺整備機構がそういう工事をどんどん進めていくということはないと思います。

ただ、私たちが法案の審議の過程で、第三種以外の区域をどうするかというときに、たとえばその騒音について強い倉庫であるとかそういうものをというのを申ししたことは事実でございまして、やはり運動場なり防災施設等を伴った地元の意見を十分にくみ入れた計画になるべきだと考えます。

○木下委員 それから、もう時間がありませんが、もう一つだけ聞いておきます。
この周辺整備計画の区域指定の問題であります。現在この航空機騒音対策十一市協、十一市の協議会が測定をいたしました騒音コンターというものと、それから運輸省が航空機騒音防止協会に委託をしてつくったコンターとの間に大きな食い違いがあります。たとえばこの第二種及び第三種区域に指定をされておりますWECPNL九十以上をとって見ますと、運輸省のコンターは十一市協のものと比較いたしますと、面積で三五%、世帯数で四〇%、人口で四四%というように極端に縮小をされております。十一市協のほうでは、この運輸省のコンターは理解できないと言っておるのです。この食い違いを調整するために、本年四

月中に打ち合わせを済ませ、五月中旬に調整を終えるようにという意見書を運輸省に提出をしておるというふう聞いております。ところが運輸省は、この衆議院運輸委員会における答弁で、環境庁にも入ってもらって早急に調整をしようとおきながら、今日に至っても、これが行なわれておりません。

そこで伺いたいのでありますが、運輸省としては、もう直ちに調整作業に入るべきであると考えるのでありますが、一体いつまでに調整を終えるつもりでしょうか。

○隅説明員 お答えいたします。

この点につきましては、先生おっしゃるとおりでございまして、私も当委員会でもはっきりお答えいたしましたし、いま兵庫県、大阪府に對しまして調整のしかたを変えた原案をお示ししております。ただいまおくれれておりますのは、一つは、この調整をいたしますのに相当大がかりな調査をいたさなければなりません。その調査費がこれは予算的に認められておりますので、これの支出方について財政当局とも詰めておりますが、間もなくこの調整も終わりますので、終わり次第、この調査を開始いたします。もうすでに方法につきましては、その原案ができております。

○木下委員 地元のほうでは、この運輸省が高知空港と同じような事態が発覚するのをおそれて、時間をできるだけかせいで、現在進めている減便計画が相当進んだところに動き出そうとしておるのではないかと、いようなことがささやれておるのです。いまのお話だと、何か抽象的で、いつごろということがわかりにくいのであります。きつちとした期日まではいつごろとしまして、おおよそいつごろに、これができるのかということをお明確にしたいと思います。

○隅説明員 ただいま技術的な問題点、これは調査地点、それから調査の方法、これについての詰めを行ないました。われわれといたしましては、この騒音調査というのは、技術的にもほぼ確立された手法がございまして、それから地方公共団

体の公害担当の職員の方も相当ベテランになっておられますので、技術的な調査地点その他の細部の調整を終わります次第、騒音の測定をいたしまして、そしてWECPNLにかけますには、やはり一定の式がございまして、この式を電子計算機に入れますので、入れます入力データの全部確認をして、そしてWECPNLの騒音コンターをつくりまして……（木下委員「いつごろですか」と呼ぶ）目下調整に入っておりますので、実際の騒音調査を、できれば今月の末から六月中には何とか行ないたいというふうに考えております。

○木下委員 もちろんこの調整というのは測定をするということでありまして、十一市協の関係の地元市と一緒にやるということになると思えます。これは運輸省のほうでは、一体だれの手によつてやるのかという問題が残つておると思うので

す。
もう私は質問の時間がありませんので、一言だけ私のほうから要望を申し上げます。この公害の測定においては、決定的に大事なことは、それが何よりも厳正に行なわれるということでありまして、その担保は、第一にこの測定を行なう主体自身の構成です。これが公正でなければならぬ。これはこれまでやっておりました例の騒音防止協会、これは前にわが党の山原議員が追及をしまして明らかにいたしましたけれども、きわめて問題であります。この測定をする主体の構成を再検討するということが必要であります。

それから、もう一つの問題は、その測定の方法が科学に立脚をして正確に行なわれるということでありまして、この点に關しまして、ひとつこの問題の重大性をあらためて認識をしていただいて、今度の測定をやり直して進めていただきたい、このことを要望いたしておきます。よろしいですか。

○隅説明員 実施主体を含めまして十分地元地方公共団体との理解に達し、厳正にこの調査を行なうと思っております。

○木下委員 終わります。

○角屋委員長 神門至馬夫君。

○神門委員 私は、島根県の津和野町における笹ヶ谷鉱山の砒素公害、それとあわせて、同じ島根県の東出雲町にありまして宝満山鉱山のカドミウムと銅公害、これに関連して質問をいたします。

たいへん時間がおくれましたし、たいへんな問題を含んでおりますので、ひとつ答弁のほうは要点を確実にお願い申し上げたいと存じます。

去る五月四日に、環境庁長官の諮問機関、砒素による健康被害検討委員会が、旧笹ヶ谷鉱山周辺地域を国の公害病指定地域にすべきである、こういう結論を出しまして、三木長官に答申をいたしましたことは、すでに御承知であります。慢性砒素中毒症による地域指定は、さきに宮崎県の土呂久地区、これが去年の二月に行なわれまして、今回が第二号というところであります。さらに公害健康被害者救済特別措置法の公害病の中に、四番目に慢性砒素中毒症が認定をされた、こういう内容のものであります。

そこで、核心に入る前に、ひとつ環境庁のほうにお尋ねしますが、環境庁が島根県と相談をいたしまして、この特別措置法の施行令を改めて、地域指定にする。県のほうはこれを持って、六月の定例県議会で県条例を制定いたしまして、公害健康被害者認定をこれから進めていこう、こういう審査会を設置する、こういう運びにしております。そこで、この地域指定の時期、これはもう環境庁のほうにおいて決定をされておることと当然考えます。この機会に明らかにしていただきたい。時期の問題であります。

○橋本（道政府委員） いま御質問のございました地域指定の時期でございまして、現在県といろいろ打ち合わせをいたしておりまして、状況を調べ、また関係各省と調整をいたしておるところでございまして、六月末から七月中ぐらいには何とかできるのではないかと、いようなところでいたしておる最中と存じます。

○神門委員 これは当然県議会等の問題がございしますから、それらの問題を配慮をして、これを早

く、七月にずれ込むことのないように、それに間に合うように線引きをする、地域指定をする、こういうようなことについては、現地島根県との相談の上で、どのようにお考えになっておりますか。いわゆる議会があるとき、こういうことが非常にこのポイントになると思います。

○橋本(道)政府委員 いま先生の御指摘のありましたように、私どもでもできるだけ早くいたしたいということで努力中でございます。

○神門委員 そうしますと、そういう議会等の期間、それに焦点を合わせて指定を急ぐ、こういうことで確認をしようございませぬ。

○橋本(道)政府委員 できるだけ早くやれますように最善の努力をしたいと思ひます。

○神門委員 その場合、同じ砒素中毒公害がある宮崎県の土呂久におきましての地域指定が、今日なおかつ、その指定範囲が狭い、こういうことで御承知のように問題が起きております。新聞紙上等におきましては、公害源、鉾山本体から五キロ周辺にその線引きを行なうというふうなことが出ておりますが、これも土呂久の二の舞をしないように、それら公害病の今日発生しておる地域を十分包括をして、狭いという不満が起きないよう

に現地島根県と相談の上で行なう、この辺は確認してよろしくございませぬか。

○橋本(道)政府委員 おのおのの地域でどのような線で指定地域をするかという点につきましては、やはりその地域ごとの地形があり、条件がありまして、いま先生のおっしゃった五キロと申します数字がどういふところで出てきたか、私ちよつとつまづかかいたしませんか、機械的には考えておりません。従来は県が非常に広範に調査をいたしておりますので、地元と相談をして地域に即してやりたい、こういう考えが原則でござい

ます。

○神門委員 ところで、この笹ヶ谷鉾山にかかわる砒素中毒公害、これは全く新しい課題を発生させておる、この点は御承知のとおりであります。それはすでに鉾山権、採鉾権等が消滅してあり

まして、今日現在では原因者が不在なのであります。こういうことから必然的に生まれますのは、今日まで公害病なり公害指定地域を指定するといふ政府なりの作業、それは一段階として、皆さんも一生懸命やったのでしようけれども、地元ではおそきに失するといふ不満がある。しかしこの目的が、公害を拡散しない、根絶をして、その被害をとめるといふところにあるわけですが、しかし、すべての今日の法体系を見ますと、救済そのものが原因者負担主義になっております。

ところが、その原因者が存在しないところに実は初めてのケースが出てくるわけなんです。これをいろいろ事務的に尋ねてみましても、それに対する締め詰めの手だてといふものが、今日画然としてない、こういうふうな私、判断をいたしました。九月から法改正によりまして、公害健康被害者が補償を受けるような制度が新たににつくられ、移行することになる。しかし、その場合におきましても、この補償そのものの負担は原因者が行なう、こういうたてまえになっております。

ところが、その笹ヶ谷鉾山の場合、約七百年前に開坑して、鉾山権者は明治以来でもほとんどかわつて、十三回もかわつております。四十六年の十月に、最後の吉岡鉾山が経営権を放棄して今日に至つておる。こういう場合に、この公害健康被害者の補償を行なうといふこの制度の改正、それは当然主管は環境庁において行なわなければならぬと思ひますが、このようになると原因者をどうやって把握をしていこうとするのか、これが実は大切な問題であります。まず、一つずつ質問しましょう。

○橋本(道)政府委員 いま先生の御質問のとおり、現在の時点で鉾山法としてこの責任を問われる原因者は存在してないかという御質問でござい

ますが、まず、現行の救済特別措置法におきましては、直接原因者から金を取るわけではございせんので、財団で金をプールして持つております、それで出てまいりますから、現行の救済特別措置法では、原因者から直接金を取るという制度

が行政上は生じてまいりません。

それから次の、公害健康被害補償法でござい

ますが、公害健康被害補償法におきましては、これは六十二条にございまして特定賦課金の問題となりまして、特定賦課金の場合には、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に指定している施設を設置しておつて、その問題となつた汚染物質を排出した量、その他の条件に応じてかけるということになつておりますので、その条件にはまるものがないかどうかということでございます。

鉾山法という問題と、公害健康被害補償法という法律のとらえ方とは若干相違がございしますが、やはり鉾山法としての実態は、どこまでのものがつかまえられるかということ、きわめて重要なことと思ひますので、その点につきましては、通産省のほうに現在お願いをして究明をしていただいておる、こういう実情でございませぬ。

○神門委員 その場合には今度の改正法については、大気汚染を中心として、それぞれの条文がつくつてある、こういうことですが、この笹ヶ谷に行つてまいりますと、砒素による汚染の土壌を改良しなければならぬ面積が二百ヘクタールあります。十五センチから下は赤茶けた、いわゆる金焼け田といつておりますが、そういうふうなものがつつと張つておりました、通常の半分から三分の一ぐらいの収量しかない。

〔委員長退席、土井委員長代理着席〕
それで、客土による土壌改良をしなければならぬが、その場合十五センチないし二十センチの客土を必要とする。必然的に用排水路の全面的な改修が必要になつて、約十億円も要する。こういうときに、この土壌汚染防止法による特定有害物質として砒素を指定されることはもう時間の問題だろう、こういうふうな県も見ておりますし、私たちもそう見ております。

これが行政上は生じてまいりません。

それから次の、公害健康被害補償法でござい

ますが、公害健康被害補償法におきましては、これは六十二条にございまして特定賦課金の問題となりまして、特定賦課金の場合には、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に指定している施設を設置しておつて、その問題となつた汚染物質を排出した量、その他の条件に応じてかけるということになつておりますので、その条件にはまるものがないかどうかということでございます。

鉾山法という問題と、公害健康被害補償法という法律のとらえ方とは若干相違がございしますが、やはり鉾山法としての実態は、どこまでのものがつかまえられるかということ、きわめて重要なことと思ひますので、その点につきましては、通産省のほうに現在お願いをして究明をしていただいておる、こういう実情でございませぬ。

○神門委員 その場合には今度の改正法については、大気汚染を中心として、それぞれの条文がつくつてある、こういうことですが、この笹ヶ谷に行つてまいりますと、砒素による汚染の土壌を改良しなければならぬ面積が二百ヘクタールあります。十五センチから下は赤茶けた、いわゆる金焼け田といつておりますが、そういうふうなものがつつと張つておりました、通常の半分から三分の一ぐらいの収量しかない。

〔委員長退席、土井委員長代理着席〕
それで、客土による土壌改良をしなければならぬが、その場合十五センチないし二十センチの客土を必要とする。必然的に用排水路の全面的な改修が必要になつて、約十億円も要する。こういうときに、この土壌汚染防止法による特定有害物質として砒素を指定されることはもう時間の問題だろう、こういうふうな県も見ておりますし、私たちもそう見ております。

この指定されたときに、土壌汚染防止法に基づいて汚染田の改良工事を行なうとすれば、公害防止事業費事業者負担法によって県知事が基本計画をつくる、それによって事業者負担の費用をそれ

ぞれきめなければならぬ、こういうことになり

ます。その土壌汚染防止法によるところの事業費の事業者負担、この場合その原因者をたずねるのは、いわゆる確定するのは知事であるのか環境庁であるのか、お尋ねします。

○橋本(道)政府委員 いま先生御指摘の公害防止事業費事業者負担法による費用負担の割合をきめるといふ問題につきましては、各都道府県に設けられる公害審議会にはかつてきめるといふことになりまして、これは都道府県知事がきめるといふことになりませぬ。

〔土井委員長代理退席、委員長着席〕
もちろんその最中に、いろいろ国の各役所に連絡協力を求めるということも当然ございませぬ、私どもも協力をいたしますが、事業者を特定し、割合をきめるのは、知事がきめる仕事になるということでございます。

○神門委員 その場合問題が出てくるのは、この法律上の指定、いわゆる原因者の確定を行なう。いまのように原因者がいないという場合、あるいは八百年もたつて、その原因者がそのつどかわつて今日にきてゐる。それを地方の一知事が原因者を確定するといふことは、今日の状況では、まず不可能なことだと考えるわけです。それで、その場合に関係各省と相談をして知事がきめるのだ、こういうふうないま答弁がありました。当然これは環境問題の主務官庁である環境庁が一はだ

脱いで、積極的にその原因者をさがしていく責任がある、こういうふうな考えてよろしくござい

ますか。

○橋本(道)政府委員 いま先生の御質問の原因者といふことは、おのおのの法律でどのように用いられるかという問題がございまして、民事上の原因者といふことになりまして、これはまた非常にむづかしい裁判上の問題がございまして、

また鉾山法の原因者の確定ということになりますと、当然にこれは通産省の所管の問題としてやることになりまして、公害防止事業の事業者費用負担法にいう原因者につきましては、特に民事

それぞれきめなければならぬ、こういうことになり

ます。その土壌汚染防止法によるところの事業費の事業者負担、この場合その原因者をたずねるのは、いわゆる確定するのは知事であるのか環境庁であるのか、お尋ねします。

○橋本(道)政府委員 いま先生御指摘の公害防止事業費事業者負担法による費用負担の割合をきめるといふ問題につきましては、各都道府県に設けられる公害審議会にはかつてきめるといふことになりまして、これは都道府県知事がきめるといふことになりませぬ。

〔土井委員長代理退席、委員長着席〕
もちろんその最中に、いろいろ国の各役所に連絡協力を求めるということも当然ございませぬ、私どもも協力をいたしますが、事業者を特定し、割合をきめるのは、知事がきめる仕事になるということでございます。

○神門委員 その場合問題が出てくるのは、この法律上の指定、いわゆる原因者の確定を行なう。いまのように原因者がいないという場合、あるいは八百年もたつて、その原因者がそのつどかわつて今日にきてゐる。それを地方の一知事が原因者を確定するといふことは、今日の状況では、まず不可能なことだと考えるわけです。それで、その場合に関係各省と相談をして知事がきめるのだ、こういうふうないま答弁がありました。当然これは環境問題の主務官庁である環境庁が一はだ

脱いで、積極的にその原因者をさがしていく責任がある、こういうふうな考えてよろしくござい

ますか。

○橋本(道)政府委員 いま先生の御質問の原因者といふことは、おのおのの法律でどのように用いられるかという問題がございまして、民事上の原因者といふことになりまして、これはまた非常にむづかしい裁判上の問題がございまして、

また鉾山法の原因者の確定ということになりますと、当然にこれは通産省の所管の問題としてやることになりまして、公害防止事業の事業者費用負担法にいう原因者につきましては、特に民事

それぞれきめなければならぬ、こういうことになり

ます。その土壌汚染防止法によるところの事業費の事業者負担、この場合その原因者をたずねるのは、いわゆる確定するのは知事であるのか環境庁であるのか、お尋ねします。

○橋本(道)政府委員 いま先生御指摘の公害防止事業費事業者負担法による費用負担の割合をきめるといふ問題につきましては、各都道府県に設けられる公害審議会にはかつてきめるといふことになりまして、これは都道府県知事がきめるといふことになりませぬ。

土壌汚染防止法によりまして有害物質指定とい
うものが行なわれ、それからさらに地域指定の要
件が、同じく政令で指定されるわけでございます。

○橋本(道)政府委員 政務次官がお答えになります。環境庁の責任でないと明確にされるのか、明確にしてもらいたい。

そうすると、だれが一体政府の中で確定までの
実際の責任をもつて前に出て進むのか、この辺を

それからやはり原因者の問題にかかるとな
りますが、十八人が公害病に指定されております。
ところが、この公害病の中で十人がいわゆる笹ヶ

谷鉾山の従業員を持ちます。八名が一般の住民です。先ほどお話をいたしましたような今日の救済補償、その全体が原因者負担主義に貫かれておるといふ点もございまして、一般住民に対しては確かにその法の適用によって救済の道があるけれども、従業員に対しては、その救済を労災なり企業負担において行なうべきだということで放置されて、非常に差別が出ておる。この問題について、環境庁のほうでその点は前から御承知でありますから、差別のないように、また原因者が確定されないままの不平等的な取り扱いをどういうふうにお救済していかうとするのか、それから労働省からおいでになっておると思いますが、二名の労災の適用は、どういう根拠で適用されたのか、ひとつ簡潔に御答弁願いたい。

○橋本(道)政府委員 いま先生の御指摘があった問題でございしますが、この点につきましては、すでに県が昨年発表いたしました中に触れておりますが、二十二年九月以降の従業員のある者については、労災保険法による保険給付が受けられるよう、関係機関と十分協議をして行なうこととしたいということをお願いしております。

これは一つの基本の原則でございします。おそれく御指摘の問題は、労災の給付を受けられないとした患者がいた場合に、それが漏れるのではないかとという問題であらうかと存じますが、救済法にいたしましては、公害健康被害補償法にいたしましても、労災法の調整は当然にございします。そういうことで、本人の従業員は十分私も調べますが、また、それを労災適用の場合には、向こうで処理をしていただくということになるのが当然でございしますが、向こうの場合に適用にならない。しかも、そこに居住歴があつて暴露歴もあるというところの場合には、向こうで適用にならなくて、わがほうで救済をするということとは当然……(神門委員「従業員だけで」と呼ぶ)従業員だけで、遠くから通つておつたという場合には、これは無理でございします。そういう形になっております。

○山口説明員 先生御指摘のとおり、十名の健康

異常者、またその疑いのある者があることを承知しております。そのうち一名は死亡されておりますので九名、九名のうち、ただいまお答えがありまして、九名のうち、たいていお答えがございします。残り八名については、つまり昭和二十二年八月三十一日以前の就業歴しかないということと、現行の救済法あるいは県条例によつて救済するが、あるいは当時の使用者がいれば、当該使用者に対して行政指導をするというたてまえをとつております。それでなお、救済の道がない場合には、労災保険による保険施設で医療給付と医療手当を支給するというところで、特別援護の措置を講じております。

それから、先生お尋ねの二名の労災認定の問題でございしますが、これは県が行なつた検診とは別に、二名の被災労働者から労災給付の申請がございまして、それについて認定をいたしまして、労災の業務上として認定をし、所要の給付をしたところとございします。

○神門委員 いまの環境庁のほうからの御答弁では、いわゆる雇用歴がなく、その線引きの中に住んでいない、住所歴のない者はどうしようもない、こういうお話が環境庁のほうからあつた。労働省のほうからの御答弁では、それら労災の適用外の者については、特別の援護措置をとつて、こういうお話でしたが、そういう特別な援護措置がとられていないところに町をあげて問題にしておるわけですね。あなたがどういうふうな援護措置をとつておいでになるのか、時間がないから、こゝで求めるわけにいきませんが、その辺の差別が今日一番大きな問題になっていることは、労働省としては御承知でしょうか。

○山口説明員 特別援護措置につきましては、すでに宮崎県の松尾、土呂久の同様の問題について、昨年八月十五日から実施しているところとございまして、その意味合いですでに実施していると申し上げたわけとございしますが、いま御質疑されております笹ヶ谷につきましては、この適用をどうするかという問題が残っていることは事実でござい

ます。これにつきましては、現行の健康被害の救済措置がどう適用になるかということと見合つて考えようということ、若干おくれれば、そのわけとございしますが、その面で救済されれば、そのほうの適用を受けるし、もし万が一その適用がないという場合については、当然援護措置の適用をするということを考えております。

○神門委員 いま環境庁のほうから、いわゆる補償法の適用はむずかしい、はつきりこういうお話があつたわけですね。ですから、その辺の問題は今後措置していただかなければならぬと思ひますが、しかし、一般住民公害被災者と差別のつかないように労働省としては何らかの措置をとるといふことは、こゝで確言できますか。

○山口説明員 環境庁とも十分協議いたしました。環境庁の措置あるいはその措置で満たないものがあれば、労災保険法上可能な限りにおいて、当然の給付はもとより、特別援護措置の道が講ぜられるものについては、積極的にその措置を講じていくということを考えております。

○神門委員 これは大きな問題ですから、環境庁のほうにもう一べん尋ねておきますが、同じ地域で同じように公害病で苦しんでいる。その中で二十二年の三月を境にして、あなたは企業に、あなたは労災に、こういうことと、一般住民としての救済、この辺の差別がないように、環境庁としては関係の労働者なり、あるいは公共団体と相談して、差別がないように救済措置をしますと、こういうことを環境庁のほうでも答弁していただきたいと思ひますが、いかがですか。

○橋本(道)政府委員 いま先生の御指摘になりました問題の一部は、併給の調整という問題になりました。当然に公害健康被害補償法と労災関係の法律上の調整ということで考慮いたさなければならせん。

また、先生の御指摘の問題は、この住居歴が全然ないという問題、どうなるかという点でございしますが、私どもは極力住居歴、職業歴というところにつきまして、まだ全部非常に詳細に明らかに

なっているとは申し切れないうところがございします。よく調べて、できるだけ救うということができるよう努力をいたしたいと思ひますが、法律の原則は原則としてくずれないということだけは申し上げておきます。

○神門委員 次官、そういうことだから安心できないわけですね。問題は、そこで十八人おるでしよう。十八人おる中で、住所歴があるかないかによつて、その住所歴のない従業員のある者だけは事実上はほつたらかされるのです。ですから、そういうことはほんのわずかな人間です。その悲惨な現地の状態というのは、皆さん想像できないと思ひますけれども、そのような非人間的なことをするんだつたら、公害病の認定なり地域指定をするによつて、むしろ不治の砒素中毒患者というところで、結婚も破れてしまつた。その家には嫁も来ないというふうな被害だけを残して、何ら救済の道が講ぜられぬわけでしょう。ですから、人数もたいしたことがないそのような者について、環境庁としても当然——法律論そのものはわかるけれども、運用として、私がさつき申しますように、地元公共団体等と関連しながらやつていけば方法があると思ひます。ですから、その点明確に差別のないように救済の道を講じますということと、ひとつぜひとも答弁をしてもらわぬと、私はこの質問を終わることができませんが、次官、どうですか。

○藤本政府委員 政府委員から御説明申し上げましたわけとございしますが、詳細はいま調べ中というところでもございまして、いまこゝではっきり差別はないというところは、この段階ではなかなか申し上げにくいと思ひます。この段階では、先生のお考えにつきましては、私も同感の点もございします。今後早急に調査並びに検討をいたしまして、なるべく趣旨が生かされるように努力をいたしたいと考えております。

○神門委員 次官、そういうことですから、環境庁はかつこういふことばかりやつて、あとほつたらかしているの、関係各省から評判が悪いので

すよ。ですから、それだけはつきりとした地域指定なり公害病の認定をしたら、その中でいまのような差別が起こって、さらに認定をする以前の状態より深刻な状態であるいは放置をするということとは、調査をされなくても住所歴があるかないかによって、それだけの差が出るということはいま審議官が答弁したでしょう、それははつきりしているのですから、それを何らかの方法によって差別がないように措置をするということ、環境庁として当然の責任じゃないのですか。いわゆる公害病に指定する、認定するまでが環境庁としての責任ですか。やはり今後それらの差別がないような救済の方法——補償までは言いませんよ。補償の問題までは言いません。現存する法律上差別がないように措置をしていく、救済をしていく、これは当然政治の責任じゃないのですか。

○橋本(逓)政府委員 いま私の申し上げたのは、仮説的にこの法律の立場を申し上げたのでございまして、法律の適用をする場合には、この法律にございまして、島根県が組織をいたします認定委員会におきまして、いろいろ地元の実情等も考えながら、きめられるということによってやられることであると考えております。私も決して冷たく扱うという気持ちでは全然ございせん。そういう気持ちでございしますが、どの程度住居歴との関係というものをできるかということ、できるだけ先生のお話のような形に沿うような努力をいたしたいということをお答えいたしておるわけでありまして。

○神門委員 最終的には、県がそういう審議会を設けてやるのですが、ここに当該津和野町の町長公印を押した文書を私、もらっておるのです。その中でも明確に従業歴と住所歴のものがあるのですね。だから、あなたの方の法の適用を厳正にやる、厳正にやれば差別が出てくるのです。差別が出てくる大きな悲劇が出るから、それがわかり切っているから、そのような場合には何とかそこに差別がでないようにする。たとえば、国から県のほうに指導して、県が条例の中でその差別部分を補

てんをしていくとかいう方法が、法律論の問題でなしに、行政上の問題としてあるのじゃないかということ、先ほどから私はおおわてしているでしょう。そういうようなものもあわせて差別をなくするということ、環境庁のほうは答弁を当然されるものですが、されないといふれば、これは重大な問題ですよ。人権上の問題でしょう。これは資料がなかったら、ありますからごらんいただきたい。あなたのほうは、これは実際わかり切っておるでしょう、そこにもうすぐに行っておるはずなんだから。

○橋本(逓)政府委員 いま先生御指摘いただいた書類につきましては、私、まだ承知いたしておりませんので、それを一度拝見させていただきます。

それから、先ほど申し上げましたのは、厳正に行なうということだけを強調したのではございせん、できるだけ住居歴が拾い上げられないかということ、努力をしてみようということ、申し上げた点は、誤解のないように、拾い上げられるように持つていきたいということ、努力したい、ということをおし上げたわけでございます。

これは残っておる部分をどうするかということにつきましては、これは現在地方自治体で、条例で、法律でどうにもならない場合に、これは補償はできませんが、ある程度の救済措置をしているものが中にございまして。そういうことはどうかということは、私も地方自治体とお話ししたいして指導はいたしたいと思っております。これは地方自治体自身が決定することでございます。私も、このほうから……(神門委員「そんなことは要らないことだ、指導する意識があるかどうかということ」と呼ぶ)指導する意識はございまして、条例でございまして、地方自治体として当然に決断を下すべきことだと思っております。

○神門委員 えらい警戒して答弁されますけれども、当然そういうような法律上の適用がむずかしいとするならば、それを埋めなくちゃならぬ至命令、至上課題が環境庁としてあるのですから、当然それを補う公共団体に、これは何とかならぬ

だろうかということ、環境庁としては指導なり要請をするということが答弁であつて、あとは自治体の自主性だなんということばかり切ったこととでしよう。次官、どうですか。その辺はもううーべん答弁していただきたいと思ひます。

○藤本政府委員 御趣旨が生かされるような方向で指導してまいります。

○神門委員 それではひとつ、ぜひとも趣旨を生かしていただくように、ここで確認をしておきます。

それから、いま労働省のほうで二人の労災適用を確認されましたが、二人の適用を確認したということは、使用者の存在を認めたということになります。

○山口説明員 業務上の疾病であることを確認したわけでございますので、当該従事者に対する元使用者の存在というものを確認しておるわけでございます。昭和二十二年九月一日以降、使用した使用者ですね、それを把握しておるということでございます。

○角屋委員長 時間の関係もありますので、質問を要約してお願ひいたします。

○神門委員 環境庁のほうで先ほど、その原因者の追跡、そして確定まで環境庁が責任もつてやるということが答弁されました。いまおっしゃるように、労働省が労災の適用をやったことは、そのときに雇用主がおつたということを確認する、業務上の疾病であるということである。そうしますと、はつきり通産省のほうに、この解雇以来、いわゆる鉱業権が設定されて以来の経営者というものは綿密なデータがあるのです。それによつて、あそこに、地元にあります堀家が経営していた時代がある、あるいは日本鉱業が相当長期にわたつて経営していた、あるいは三菱金属鉱業が経営していたという、二十二年以降でなしに、以前のそういう事実があるということ、環境庁のほうで今日把握しておいでになります。

○橋本(逓)政府委員 環境庁のほうで把握いたしております。施設の実態につきましては、ま

だ詳細をつかまえておりません。

○神門委員 もう一べんお尋ねいたしますが、通産省はそれの経営歴のデータ等は、いま御承知いたしておるようでありまして、通産省の資料をもつて確認はされている、こういうことだと思ひます。それで、そうなるまいとすると、当然その原因者の中には、この地元の堀家とか、日本鉱業、三菱金属鉱業という、いつも新聞に出ておるような、企業者が原因者であるということ、その原因者の一人であるということには間違いございません。

○橋本(逓)政府委員 汚染の原因者であつて私どもは考えております。ただこの場合、先ほど申し上げました特定賦課金の場合には、特定施設の態様というものがございまして、その点についての事実関係を確かめなければ、この法律上の強制賦課ができないということだけを申し上げておるわけでありまして。

○神門委員 原因者として、それらは当然経営歴を持つておるわけですから、原因者の一つであつて、こういうことは認めるといふことなんです。が、実は通産省のほうにはそういうきつとした資料がありますから、早目にそういう原因者を把握していただくように、それがきつめてこの問題については、今後の措置として大事なことでありますので、確認しておきます。

それから、それらとあわせていま一つは、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令第一条における(特定有害物質)に砒素が加えられる、これは先ほど申しますように、当然のことだろうと思ひますが、これが整えられれば農林省のほうでは、あるいは地元県のほうでは、もうすべてこの調査が終わる、受け入れ体制が万全なんです。これはいつごろそういう指定をされるのか、これも緊急の問題なんです。農林省のほうから、その指定があれば、すぐ対応体制があるかどうか、この辺をひとつ答弁をお願いいたします。

○須賀説明員 砒素が特定有害物質として指定されますと、環境庁による土壌汚染対策地域という

指定がございます。その指定がありまして、土壌汚染対策計画が今度は知事の手によって策定されるわけでございまして、その際に、農林省といたしましては必要な指導を行なう、計画が策定されたあとに必要な土地改良事業等が行なわれるわけでございしますが、それらに對しましては、農林省といたしましては必要な助成をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○神門委員 環境庁のほうでそういう特定物質の中に指定をして、それらの地域指定をして、いまのように受け入れ体制ができて待っている、こういう状況なんです、それらの作業はどのような状態ですか。

○森(整)政府委員 先ほど申しましたように、約百九十六ヘクタール、汚染の推定の把握をしておりまして、指定がございまして、要するに濃度の基準がございまして、そうすると、その濃度の土壌が、はたしていま百九十六ヘクタール全部かどうか細密調査を至急やりたいと思ひます。そこで区域を限りまして、農林省に至急対策事業を講じていただく、こういうことに取りつらいたいと思ひております。

○神門委員 特定物質に指定する時期は、いつごろですか。

○森(整)政府委員 できるだけ早く……。

○神門委員 できるだけ早く、いつごろですか。

○森(整)政府委員 できるだけ早くと思ひておりまして、大体取りまとめがすぐできますので、審議会にかけまして指定をする手続がございまして、二、三カ月内には完了したいと思ひます。

○神門委員 時間がありませんで終わりますが、委員長、最後にもう一つほどお願いしますが、鉱害源の問題です。

これは去年、私が通産省のほうに質問をいたしました、四十八年から着工の運びになりました。四十八年から四十九年度に相当大幅なものがなされておりますが、鉱滓が約六十四万トン、そして雨なり洪水とともに鉱毒なり鉱滓が流出している。こういうことで、いまのよういろいろな地域指定なり公害病の指定、それらの救済措置がなされてきたとしても、鉱滓そのものの処理をどうするかということが問題なんです。そこで、その経過を簡単に、大要と日程的に何年に終わるかというところをお示しいただきたいのと、いま一つは、あそこを日本鉱業が経営していたときに四つのダムをつくっております。四つのダムをつくって、それがゲートが取れてしまったり、あるいは下のほうで水漏れしてダムの効用を果たさない、こういうことで、地元の人たちは二、三百万もあれば、それを詰めることができると言っています。ですから、その膨大な十三ヘクタールにも及ぶ鉱滓の放置場所、それを一つずつ処置をする鉱害源対策とあわせて、そのダムの処理をここで急いでくれませんか、こういうふうな言っておるのです、そういうふうな処置について通産省のほうはどういうふうにお考えになつておるか、答弁をお願いいたします。

○江口政府委員 お答え申し上げます。

鉱害防止対策につきましては、ごく簡単に申し上げますと、現在最終の鉱業権者でございまして吉岡鉱業に對しましては、すでにたびたび監督をいたしまして検査をいたしました結果、指示をいたしております。それによりまして、坑口の禁さくあるいは鉱害の原因になります堆積場の整備、それから、その堆積場によりましてその堤の強化あるいは覆土植生をございまして、そういうことなことをいたしております、これは完了いたしました。

それから、先ほど御指摘がありましたように、鉱業権のなかなかなはつきりしないものがございます。不存にあるいは無資力等がございまして、そういう場所につきましては、休廃止鉱山の鉱害防止工事費補助金によりまして、島根県が中心となつていただいて、いま工事を実施しております。実施の完了時期は現在四十九年度末という予定でございまして、四十八年度工事がやらずれておりますので、若干のズレは生じるかもしれませ

ん。その際に、ただいま御指摘の鉱滓等につきましては、締結にいたしまして地中に埋めるといふことをいたしますと同時に、これは特に砒素が残っております分でございますが、地中に埋めますと同時に、鉱滓のかたまり等につきましては、やはり覆土植生をいたしまして、なるべく放出しないようにつとめるという予定でございまして、それから、その次に御指摘になりました砂防ダムの問題でございまして、当該砂防ダムは昭和二十五年から砂防工事の一環といたしまして県営ダムというところで行なわれておるようでございます。現在四カ所にダムの設置がされておるわけでございまして、確かに御指摘のように、ダムのゲートの鉄の金具がこわれておるとかいうようなお話を聞いております。過去において、昭和二十八年に、日本鉱業がダム工事の地元負担金の一部補てんをやつた事実はあるようでございまして。現状といたしましては、必ずしも狭義の鉱害防止といふことではないと思ひますけれども、県のほうにも、地元の依頼によりまして現地調査をいたしまして、それからその修理等を考えたいというふうなお気持ちもあるようでございまして、したがって、私のほうも県のほうと十分連絡をいたしまして、その方向で進めてまいりたいと考えております。

○神門委員 いまの地元の気持ちとしては、四つのダムを生かせ、わずかな金で生きるのでからというところで非常に強うございまして、地元県と相談の上でやっていたきたいこと、もう一つは、四十九年度末で大体この鉱害防止工事が完了するようでありまして、それで終わったということとでなしに、非常に広範なものでありますから、今後ともひとつ鉱害流出のそのような追跡調査をしてもらう、こういうことを条件として最後に確認しておきたいと思ひますが、その点よろしくございませうか。

○江口政府委員 先ほどちょっと私間違えて申しまして、四十九年度ではございませんで、一応島根県の計画によりまして、五十年年度末ということ

でございまして。その点訂正させていただきます。それからなお、工事完了後の施設につきまして、こわれたり、いわゆる維持管理を必要とすることが考えられますので、この点につきまして本年度の予算以降、補助金の中に維持管理費補助というものを盛り込んでおりますので、御要望があれば、その線に沿ってやらしていただきたいと思います。

○神門委員 それでは委員長、どうもありがとうございました。先ほどの宝満山の質問は全然残りましたし、また他にも残りますから、委員長にお願ひして、次の機会に質問させていただきます。

○角屋委員長 次回は、来たる五月二十一日火曜日、午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後六時三十八分散會

公害対策並びに環境保全特別委員会議録第二十二号中正誤
ペ少 段 行 誤 正
三 一 八 ○江口政府委員 ○江間政府委員